

令和 7 年第 2 回（6月）定例会

# つがる市議会議録

令和 7 年 6 月 5 日 開会

令和 7 年 6 月 18 日 閉会

つがる市議会

# 令和7年第2回つがる市議会 定例会会議録目次

## 第1号（6月5日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため議場に出席した者の職氏名	4
開会、開議宣言	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
議案第30号～議案第53号の上程、提案理由の説明	6
・議案第30号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (令和6年度つがる市一般会計補正予算（第10号）)	
・議案第31号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (令和6年度つがる市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）)	
・議案第32号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (令和6年度つがる市後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）)	
・議案第33号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (令和6年度つがる市介護保険特別会計補正予算（第6号）)	
・議案第34号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (つがる市職員の給与に関する条例及びつがる市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例)	
・議案第35号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (つがる市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例)	
・議案第36号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (つがる市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例)	
・議案第37号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (つがる市税条例の一部を改正する条例)	
・議案第38号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (つがる市監査委員条例の一部を改正する条例)	
・議案第39号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (つがる市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	

・議案第40号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (つがる市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)	
・議案第41号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (つがる市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)	
・議案第42号 令和7年度つがる市一般会計補正予算（第1号）案	
・議案第43号 令和7年度つがる市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案	
・議案第44号 令和7年度つがる市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案	
・議案第45号 令和7年度つがる市介護保険特別会計補正予算（第1号）案	
・議案第46号 令和7年度つがる市下水道事業会計補正予算（第1号）案	
・議案第47号 つがる市情報公開条例の一部を改正する条例案	
・議案第48号 つがる市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案	
・議案第49号 つがる市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案	
・議案第50号 つがる市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	
・議案第51号 つがる市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案	
・議案第52号 筒木坂財産区管理委員の選任につき同意を求めるの件	
・議案第53号 つがる市過疎地域持続的発展計画の変更について	
散会の宣告	8

## 第 2 号 (6月9日)

議事日程	1 1
本日の会議に付した事件	1 1
出席議員	1 2
欠席議員	1 2
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1 3
職務のため議場に出席した者の職氏名	1 3
開議宣言	1 4
一般質問	1 4
14番 成田克子議員	1 4
8番 長谷川榮子議員	2 1
9番 成田 博議員	2 6
散会の宣告	3 1

## 第 3 号 (6月10日)

議事日程	3 3
------	-----

本日の会議に付した事件	3 4
出席議員	3 5
欠席議員	3 5
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	3 6
職務のため議場に出席した者の職氏名	3 6
開議宣言	3 7
一般質問	3 7
2番 三橋あさみ議員	3 7
1番 平田浩介議員	4 2
5番 齊藤 渡議員	5 0
総括質疑	5 4
予算特別委員会の設置	5 4
議案等委員会付託	5 5
散会の宣告	5 5

#### 第 4 号 (6月18日)

議事日程	5 7
本日の会議に付した事件	5 7
出席議員	5 8
欠席議員	5 8
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	5 9
職務のため議場に出席した者の職氏名	5 9
開議宣言	6 0
予算特別委員長審査報告、質疑、討論、採決	6 0
総務経済建設常任委員長審査報告、質疑、討論、採決	6 1
教育民生常任委員長審査報告、質疑、討論、採決	6 2
議案第52号の上程、説明、採決	6 4
・議案第52号 筒木坂財産区管理委員の選任につき同意を求めるの件	
議員派遣の件	6 4
日程の追加	6 5
議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 5
・議案第54号 令和7年度つがる市一般会計補正予算（第2号）案	
議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 6
・議案第55号 つがる市選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例案	
議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 7
・議案第56号 市道の路線廃止の件	
議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 8

・議案第57号 工事の請負契約の件 (つがる市柏農産物加工施設建設工事)	
議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 9
・議案第58号 財産の取得の件 (高規格救急自動車)	
議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 0
・議案第59号 財産の取得の件 (高規格救急自動車積載資器材)	
市長の挨拶	7 1
閉会の宣告	7 2
署 名	7 3

# 第 1 号

令和 7 年 6 月 5 日（木曜日）

## 令和7年第2回つがる市議会定例会会議録

### 議事日程（第1号）

令和7年6月5日（木曜日）午前10時開会、開議

1 開会、開議宣告

1 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第30号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（令和6年度つがる市一般会計補正予算（第10号））

議案第31号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（令和6年度つがる市国民健康保険特別会計補正予算（第5号））

議案第32号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（令和6年度つがる市後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号））

議案第33号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（令和6年度つがる市介護保険特別会計補正予算（第6号））

議案第34号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（つがる市職員の給与に関する条例及びつがる市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例）

議案第35号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（つがる市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例）

議案第36号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（つがる市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）

議案第37号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（つがる市税条例の一部を改正する条例）

議案第38号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（つがる市監査委員条例の一部を改正する条例）

議案第39号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（つがる市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議案第40号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（つがる市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）

議案第41号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

(つがる市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例)

議案第42号 令和7年度つがる市一般会計補正予算（第1号）案

議案第43号 令和7年度つがる市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案

議案第44号 令和7年度つがる市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案

議案第45号 令和7年度つがる市介護保険特別会計補正予算（第1号）案

議案第46号 令和7年度つがる市下水道事業会計補正予算（第1号）案

議案第47号 つがる市情報公開条例の一部を改正する条例案

議案第48号 つがる市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第49号 つがる市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第50号 つがる市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定  
める条例の一部を改正する条例案

議案第51号 つがる市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

議案第52号 筒木坂財産区管理委員の選任につき同意を求めるの件

議案第53号 つがる市過疎地域持続的発展計画の変更について

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	平田浩介	2番	三橋あさみ	3番	山内勝
4番	秋田谷建幸	5番	齊藤渡	6番	田中透
7番	佐々木敬藏	8番	長谷川榮子	9番	成田博
10番	木村良博	11番	佐藤孝志	12番	野呂司
13番	天坂昭市	14番	成田克子	15番	佐々木慶和
16番	平川豊	17番	山本清秋	18番	高橋作藏

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	倉光弘昭
副市長	今正行
教育長	山谷光寛
選挙管理委員会委員長	成田照男
農業委員会会長	藤本正彦
監査委員	台丸谷績
総務部長	高橋一也
財政部長	平田光世
民生部長	高橋勉
健康福祉部長	島田安子
建設部長	高橋隆治
会計管理者	柏谷竜一
教育部長	鳴海義仁
消防長	工藤康人
選挙管理委員会事務局長	中田良子
農業委員会事務局長	中野拓哉
監査委員事務局	秋田俊
総務課長	葛西正美
財政課長	葛西明仁
市民課長	川越七重
福祉課長	宮西良和
農林水産課長	佐々木雅規
土木課長	長内研也
教育総務課長	小田桐勇人
消防本部総務課長	工藤真史

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	山口淳志
議事総務課長	工藤隆子
議事総務課長補佐	福士寿幸
主査	成田耕太

---

### ◎開会、開議宣告

○議長（木村良博君） おはようございます。ただいまの出席議員数は18名です。定足数に達していますので、令和7年第2回つがる市議会定例会を開会します。  
ただちに、本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（木村良博君） 本日の議事日程は、タブレットに配信した日程のとおりであります。  
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
今定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、7番、佐々木敬藏議員、9番、成田博議員を指名します。

---

### ◎会期の決定

○議長（木村良博君） 日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。今定例会の会期は、タブレットに配信した会期予定表のとおり、本日から6月18日までの14日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と言う人あり〕  
○議長（木村良博君） ご異議なしと認め、会期は本日から6月18日までの14日間とすることに決定しました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（木村良博君） 日程第3、諸般の報告を行います。  
地方自治法第121条第1項の規定に基づく今定例会の説明員については、タブレットに配信した名簿のとおりであります。  
市長から報告第3号から報告第4号の令和6年度に係る繰越計算書並びに報告第5号、専決処した事項の報告の件、専決第16号、和解及び損害賠償の額の決定の件、以上、報告3件、つがる市土地開発公社の経営状況を説明する書類について及びつがる地球村株式会社の経営状況を説明する書類について、監査委員から例月出納検査の令和6年度の令和7年1月から4月分及び令和7年度の4月分の報告書の提出があり、タブレットに配信しておりますので、ご了承願います。  
次に、定例会の服装は、昨年6月議会より通年轻装を導入しており、ノーネクタイで上着を着用としております。なお、会議中は自由に上着を脱ぐことを可とします。  
以上で諸般の報告を終わります。

---

◎議案第30号～議案第53号の上程、提案理由の説明

○議長（木村良博君）　日程第4、議案第30号から議案第53号までの計24件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

倉光市長。

〔市長　倉光弘昭君登壇〕

○市長（倉光弘昭君）　本日ここに、令和7年第2回つがる市議会定例会の開会にあたり、上程されました議案の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと思います。

本定例会に提出した案件は、専決処分12件、予算案5件、条例案5件、人事案1件、その他1件の合わせて24件であります。

まず、専決処分した事項についてご説明申し上げます。

議案第30号から議案第33号までは、専決処分した令和6年度一般会計並びに特別会計に係る補正予算であり、いずれも歳入、歳出全般にわたり決算見込み等に基づき予算額の補正を行ったものであります。

議案第30号　令和6年度つがる市一般会計補正予算第10号は、地方税、交付金、特別交付税及び各事務、事業費の精査による国県支出金、繰入金、市債等の歳入額の確定に伴い、歳入歳出予算額について、所要の補正を行ったものであります。

その結果、令和6年度つがる市一般会計の予算規模は、既決予算から7億1,897万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を249億5,315万2,000円としたものであります。

議案第31号から議案第33号までの令和6年度各特別会計補正予算3件につきましても、各事務事業費の精査による国県支出金等の歳入額の確定に伴い、歳入歳出予算額について、所要の補正を行ったものであります。

議案第34号から議案第41号までの8件は、専決処分した条例の承認を求めるものであります。

議案第34号　つがる市職員の給与に関する条例及びつがる市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例は、青森県人事委員会の勧告に基づき、職員等の手当の額の改定のほか所要の改正を行ったものであります。

議案第35号　つがる市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行ったものであります。

議案第36号　つがる市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、一般職の職員の給与に関する法律等の改正に伴い改正された人事院規則を踏まえ、公務職場の魅力向上及び能率の向上に資するため、所要の改正を行ったものであります。

議案第37号　つがる市税条例の一部を改正する条例は、関係法令の改正に伴い、軽自動車税に種

別割を追加するほか、所要の改正を行ったものであります。

議案第38号 つがる市監査委員条例の一部を改正する条例は、地方公営企業法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行ったものであります。

議案第39号 つがる市国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、地方税法施行令等の一部改正に伴い、基礎課税分の賦課限度額を引き上げるほか、所要の改正を行ったものであります。

議案第40号 つがる市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び議案第41号 つがる市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、関係省令の改正に伴い、連携施設や代替保育等の確保に関する特例措置を5年間延長するほか、所要の改正を行ったものであります。

いずれの予算、条例ともに、早急に措置する必要がありました、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本職において専決処分したものであります。

次に、予算案についてご説明申し上げます。

議案第42号 令和7年度つがる市一般会計補正予算第1号案についてご説明申し上げます。

本補正予算案は、人事異動による人件費の組替え及び国県の補助制度の変更、当初予算では見積りできなかった経費等について、所要の補正をするものであります。

その結果、令和7年度つがる市一般会計の予算規模は、既決予算に3億8,425万円を追加し、歳入歳出予算の総額を249億9,425万円とするものであります。

それでは、歳出に計上された主なるものについて、款を追ってご説明申し上げます。

2款総務費では、令和6年度に実施した定額減税調整給付金の給付と、令和6年分の税額が確定したことにより、本来給付すべき額との間で不足が生じた方などに補足給付金を給付するため、新たに定額減税補足給付金給付事業費を計上いたしました。

3款民生費では、車力地区温泉整備事業に係る設計の完了に伴い、令和7年度の建築単価入替えにより増額となった事業費について、予算措置を行うとともに継続費を補正いたしました。

また、車力地区の3か所で行っている放課後児童クラブを統合し、車力小学校1か所で実施するための経費を放課後健全育成事業費に新たに計上いたしました。

4款衛生費では、これまで実施してきたピロリ菌検査の受診率が低調であることから、20歳から39歳までの未検査者を対象に、改めて検査キットを送付することで受診勧奨し、ピロリ菌の早期発見、早期治療につなげていただくための費用を、胃がん撲滅検診事業費に計上いたしました。

6款農林水産業費では、柏農産物直売所の改修事業として、新たに建設する柏農産物加工センターへの渡り廊下の整備及び西側駐車場を一体的に使用するための整備工事費を計上いたしました。

7款商工費では、市制施行20周年事業の締めくくりとして開催する馬市まつりの期間延長及び夜間運行などを行うための経費について、まつり協賛会補助金に追加計上いたしました。

次に、歳入予算についてご説明申し上げます。

当該補正額の主なる財源といたしましては、歳出との関連における国県支出金、諸収入等についてそれぞれ所要額の補正を行うとともに、財政調整基金からの繰入金により、全体の補正額を調整したところであります。

議案第43号から議案第46号までの令和7年度各特別会計及び下水道事業会計補正予算案4件につきましては、予算特別委員会でのご審議の際に詳細にご説明申し上げます。

次に、条例案についてご説明申し上げます。

議案第47号つがる市情報公開条例の一部を改正する条例案は、情報公開に係る審査請求があつた場合の手続きを簡素化するため、所要の改正を行うものであります。

議案第48号つがる市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第49号つがる市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、仕事と生活の両立支援の拡充を図るため、育児時間の多様化に対応できるよう所要の改正を行うものであります。

議案第50号つがる市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第51号つがる市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案は、国民健康保険税の税率改正に伴い、未就学児に係る均等割の軽減額の改正を行うものであります。

次に、人事案についてご説明申し上げます。

議案第52号筒木坂財産区管理委員の選任につき同意を求めるの件は、令和7年6月23日をもって任期満了となる委員の後任について、議会の同意を得るため提案するものであります。

最後に、その他の案件についてご説明申し上げます。

議案第53号つがる市過疎地域持続的発展計画の一部変更については、当該計画に、中心商店街駐車場整備事業を追加するため、過疎地域措置法の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定に基づき提案するものであります。

以上、提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、ご質問に応じ、本職をはじめ関係者から詳細にご説明申し上げたいと思います。

何卒、慎重ご審議の上、原案どおり御承認、御議決及び御同意を賜りますようお願い申し上げ、提出議案の説明といたします。

○議長（木村良博君） 提案理由の説明が終わりました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（木村良博君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

6月6日から6月8日までは、議案熟考及び休日のため休会となります。6月9日月曜日は午前10時

から会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

(午前10時19分)

## 第 2 号

令和 7 年 6 月 9 日（月曜日）

## 令和 7 年第 2 回つがる市議会定例会会議録

### 議事日程（第 2 号）

令和 7 年 6 月 9 日（月曜日）午前 10 時開議

1 開議宣告

1 議事日程

日程第 1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	平田浩介	2番	三橋あさみ	3番	山内勝
4番	秋田谷建幸	5番	齊藤渡	6番	田中透
7番	佐々木敬藏	8番	長谷川榮子	9番	成田博
10番	木村良博	11番	佐藤孝志	12番	野呂司
13番	天坂昭市	14番	成田克子	15番	佐々木慶和
16番	平川豊	17番	山本清秋	18番	高橋作藏

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	倉光弘昭
副市長	今正行
教育長	山谷光寛
選挙管理委員会委員長	成田照男
農業委員会会长職務代理者	杉森広宣
監査委員	台丸谷績
総務部長	高橋一也
財政部長	平田光世
民生部長	高橋勉
健康福祉部長	島田安子
経済部長	三上恒寛
建設部長	高橋隆治
会計管理者	粕谷竜一
教育部長	鳴海義仁
消防長	工藤康人
選挙管理委員会事務局長	中田良子
農業委員会事務局長	中野拓哉
監査委員事務局長	秋田俊
総務課長	葛西正美
財政課長	葛西明仁
市民課長	川越七重
福祉課長	宮西良和
農林水産課長	佐々木雅規
土木課長	長内研也
教育総務課長	小田桐勇人
消防本部総務課長	工藤真史

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	山口淳志
議事総務課長	工藤隆子
議事総務課長補佐	福士寿幸
主査	成田耕太

---

◎開議宣告

○議長（木村良博君） おはようございます。ただいまの出席議員数は18名です。定足数に達していませんので、これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎一般質問

○議長（木村良博君） 本日の議事日程は、タブレットに配信した日程表のとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

なお、質問については、会議規則第56条及び第60条の規定を準用し、一括質問方式については、質問の回数は3回までとしており、一問一答方式については準用せず、質問回数の制限をしないことで規定しております。

また、質問時間は答弁を含めて1時間以内であります。

次に、第1席 14番成田克子議員より、水芭蕉の群生地を未来に繋ぐ取組みについて、第2席 8番長谷川栄子議員より、高齢者に対する支援の取組み状況について、第5席 1番平田浩介議員より、つがる市の倒壊危険住宅対策と空き家対策について、それぞれ一般質問に係る資料使用についての申し出があり、本職及び議会運営委員長から許可したことを報告します。

---

◇ 成田克子君

○議長（木村良博君） それでは、通告順に質問を許可します。

第1席、14番、成田克子議員の質問を許可します。

成田克子議員。

[14番 成田克子君登壇]

○14番（成田克子君） 皆様おはようございます。

五和会の成田克子でございます。

昨日のNHKのど自慢の話題沸騰の中の中、記念となる6月定例議会において、第1席を賜り、誠にありがとうございます。遥か利尻島より、見だ、見だ、つがる市大したものとの一報をいただき、一瞬天狗になってしまいました。それでは始めさせていただきます。

市制施行20周年の春早々、地球村スポーツパークは多くの家族連れてにぎわっておりました。

老朽化による危険性から撤去されていた遊具が最新の大型インクルーシブ遊具に生まれ変わり、地球村スポーツパークにはすばらしいレジャーランドが誕生いたしました。体の不自由な子どもでも安全なブランコやペダルつき親子で乗る自動車等は、人気殺到で、遠くは青森、弘前、三沢のリピーターも訪れているそうです。子育て中の親御さんへの大きな癒しの場の提供であり、私も連休

中から時々足を運んでは、子どもの喜んでいる光景に癒されております。市当局に対しまして、この場をお借りいたしまして感謝申し上げます。

それでは、質問に入ります前に議長並びに議会運営委員長のお許しをいただきまして、皆様のお手元には、水芭蕉の資料を配付させていただいております。

令和元年より水芭蕉の生育環境を観察している写真でございます。

それと百沢常盤野農村公園の、水芭蕉の写真も載せていただきましたのでご覧ください。

それでは本題に入らせていただきます。

1点目では、電動シニアカーへの助成についてでございます。

高齢者の運転免許証の返納後、移動手段がなくなったことにより、日常生活は一変し、外出することもなく、自宅での引きこもる方も多いようです。誰でもが加齢とともに足腰に支障も出てきますが、行きたい場所へ行きたいときに、高齢者の活動範囲を広げ、生活に潤いと豊かな自立した生活を支援することを目的に、シニアカーへの購入費の助成を提案させていただきます。

次に本市では、他の自治体よりも早く運転免許証経歴証明書の交付手数料の助成を行っており、大変喜ばれています。現在75歳以上の免許返納者数と、経歴証明書の保有者数についてお知らせください。

次に水芭蕉の群生地を未来に繋ぐについてでございますが、現在本市で確認されている群生地は1か所のみであります。

水芭蕉は、つがる市の商工観光課で発行されたベンセ湿原の花物語にも掲載されており、今ちょうど見どころとなっている市の花に制定されておりますニッコウキスゲと同等の湿原の植物であります。近年、絶滅が危惧されておりましたことから、これらの希少種の湿原の植物の保存の取り組みについてお伺いいたします。

次に、高齢者世帯の除排雪支援についてでございます。

高齢者の一人暮らし世帯の除排雪支援をボランティアで行っているタイヤショベル、トラクターの持ち主に対して、軽油、ガソリンの価格が高止まり傾向であることから、何らかの手当を講じてはいかがでしょうか、お伺いいたします。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（木村良博君） 答弁を求めます。

倉光市長。

〔市長 倉光弘昭君登壇〕

○市長（倉光弘昭君） おはようございます。

成田克子議員のご質問にお答えしたいと思います。

運転免許証を返納された方へのシニアカーの購入費の助成をしてはどうかというご質問でございますが、高齢者の人口が多い本市においては、当然高齢者が多いですので、運転免許証を返納され

る方の数も多いということは存じ上げております。当然免許を返納すると、自分では運転できなくなりますので、当然活動範囲も狭くなるし、体を動かす機会も少なくなるということで、そういう運動機能の低下であるとか、様々な身体的な障害が出てくるということも十分承知しているところあります。そういう、免許返納された方、していない方、どちらの高齢者にとっても、住み慣れた地域で今まで通り生活していきたいというのは、当然な要求というか願いであり、当然我が市としても、そういう高齢者が継続して生活できるようなサービスを提供するというのも、十分承知してございます。ただですね、そのシニアカーが、全部の高齢者に対して、配給というか配布できればいいんですが、その辺については購入費の助成であるとか、そういう制度もございますので、現在、ちょっと条件はつきますが、誰でもということではないんですが、条件付きでレンタルであるとか様々な現在の制度もありますので、どの制度がいいのか、今のままの制度でいいのか、新たな制度を考えるのか、その辺もしっかりとですね検討していきたいと思っています。

要はですね、利用される方も、それから行政のほうも、双方が一番納得して、一番効果的で有効的な制度をしっかりと探っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ご指導のほどよろしくお願ひします。

他の詳しい制度設計であるとか、詳しい答弁については担当部より説明させますので、よろしくお願ひします。

私からは以上であります。

○議長（木村良博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（島田安子君） 改めておはようございます。

電動シニアカー購入費の助成についてお答えいたします。

現在、電動シニアカー及び電動車椅子につきましては、介護保険の福祉用具貸与事業により、1割から3割の自己負担額で、レンタル利用ができる制度がございます。しかし、その対象となる方は介護認定された一部の方であり、それ以外でシニアカーを利用されている方は、自費で購入しているものと思われます。

また、その購入価格につきましては、1台当たり40万円前後と高額であるとも聞いております。

一方、自治体のシニアカー購入に係る助成等についてですが、全国的には、関東の南の自治体で助成を行っている例があるものの、東北地方では助成を行っている自治体は確認できず、また、今回、五所川原市をはじめ周辺市町村に確認したところ、助成を行っている自治体は、現時点ではございませんでした。その理由として、冬季間の積雪時に利用ができなくなるため、別の移動手段を考えなければならないこと。各自治体で、バスやタクシーなど他の交通手段への助成制度を行っていること。シニアカーの購入を検討する方は、ある程度経済的に余裕がある方と想定されることなどが挙げられ、本市においてもその状況は同じでございます。しかし、交通手段が限られた本市において、運転免許証返納者の移動手段として、シニアカーもその手段の1つであり、高齢者をはじ

めとする体力的に不安がある方や、徒歩や自転車での移動が困難な方であっても、自分の好きなときに気軽に外出できる点では、成田議員がおっしゃった豊かで自立した生活に通じるものであることも確かであると思います。

これまで本市ではシニアカーの導入、あるいは購入費の助成等について積極的に検討をしたこと はございませんでした。

今回の成田議員の提案を受け、今後、交通担当部局をはじめ関係部局、関係機関等と助成制度の導入に係る効果やリスクなどについて話し合い、高齢者のニーズを把握した上で検討したいと考えております。

以上です。

○議長（木村良博君） 総務部長。

○総務部長（高橋一也君） 改めましておはようございます。

私からはシニアカー助成の2点目、本市の75歳以上の運転免許保有者数と返納者数の状況についてお答えします。

つがる警察署によりますと、令和5年12月末現在で、本市の75歳以上の運転免許保有者数は、男性が1,573人、女性が983人、合計で2,556人となっており、75歳以上の人口6,457人に対し、運転免許保有率は39.6%となっております。また、75歳以上の運転免許証の返納者数でございますが、こちらは令和5年度で51人となっております。

次に、本市で令和3年度から実施しております、免許の自主返納者が運転経歴証明書を申請する際の経費の一部を補助する高齢者運転免許証自主返納支援事業利用者についてでございますけれども、これも75歳以上の方ですけれども、令和6年度で25人となっております。これは令和5年度の18人と比較しまして7人の増となっております。

以上でございます。

○議長（木村良博君） 経済部長。

○経済部長（三上恒寛君） 改めましておはようございます。

私からは、水芭蕉の群生地を未来に繋ぐ取り組みについてお答えいたします。

ベンセ湿原については、津軽国定公園であることから、萱などの刈り取りは県が主導で、湿原に生育する希少植物の保全に取り組んでおります。また、ベンセ湿原以外に生息する希少植物は、先ほどありました通り、水芭蕉が菰搾集落に群生しております。こちらにつきましては、希少植物である水芭蕉を今後も保存していく必要があるため、保護団体の生育環境保全活動に対して一部の助成を行っております。

以上です。

○議長（木村良博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（島田安子君） 高齢者世帯の除排雪支援についてのご質問にお答えします。

昨年から今年にかけての大雪では、どこの家庭でも除雪に追われ、大変な思いをされた方も多かったことと思います。そのような中にあって、善意でトラクター等により近所の除雪を行っていただいている例も聞いております。

ご質問は、そのような方に何かしらの支援ができないものかという趣旨かと思いますが、個人間やご近所同士のつながりの中で、善意で行われている除雪等は、人の目に見えない形で行われることが多く、その作業の回数や内容の把握が非常に困難であることから、それに係る手当などの支援は非常に難しいことだと考えております。一方、資機材や燃料費が高騰する中で、多少なりとも金銭的な支援があれば、より積極的に地域の助け合いが行われることも考えられます。本市が実施しております高齢者福祉サービスの軽度生活援助事業の一つである除雪支援では、これまでシルバーハウス人材センターが主に業務を行っておりますが、令和5年度から車力地区牛潟自治会が除雪機を購入し、市と業務委託契約を結び、地元の高齢者の方に対する除雪支援を行っております。

その内容につきましては、65歳以上の一人暮らしや高齢者世帯等で、除雪することが困難な方の玄関から公道までの安全路を確保するための除雪を行うもので、1回約1時間未満の除雪作業につき、本人負担が500円、市委託料が980円、併せて1,480円が地元自治会の収入となるものでございます。

高齢者福祉サービス事業である軽度生活支援援助事業の委託をして受けさせていただくことで、地元自治会による要援護者に対する善意の除雪支援として行われる除雪作業に対しても、その対価となり、結果的に金額的な支援となるものでございます。また、自治会では、地元の高齢者の状況や積雪量が迅速に把握でき、適切なタイミングで作業が可能になることから、よりスムーズな対応が期待できます。

今後このような取り組みが増えることは、市としても地域が一体となって市民生活を支え合う、非常に意義のあるものだと考えております。

希望する自治会等がございましたら、隨時相談対応して参りたいと考えております。

以上です。

○議長（木村良博君） 成田克子議員。

○14番（成田克子君） ただいまは、詳細な御答弁をありがとうございました。

それでは2回目の質問に入らせていただきます。

初めに、除排雪支援について述べさせていただきます。

今年は異常なほど、どか雪が続き、何度も除排雪を依頼し家計も影響いたしました。一人暮らしの高齢者の方も、雪に覆われて不安な日々を過ごしていたようです。そんなとき、2月末に職員によるボランティア除排雪支援が大きな安心感を与えてくれました。窓から雪が片付けられ、部屋も明るくなり、大変喜んでいただきました。また、一人暮らしなのに家の周りも屋根も綺麗に雪が片付けられておりましたので、お話を伺うと、いつも隣の人が来て雪片付けをしてくれるという

ことでした。まさに、遠くの親戚よりも近くの他人のことわざ通り、地域にはこのような面倒見のいい人がいることに心が温かくなり、頭の下がる思いをいたしました。隣近所のつき合いも希薄になりつつある今日、全く対価を求めることもなく、行政から見守りを依頼されたのでもないのに、地区のお年寄りを助けてあげなければと、自らトラクター等で除排雪支援が行われている実態を知りました。このような、無償で行われている善意に対し、ささやかでも、労ねぎらう気持ちを表す何らかの手当を講じてはどうかと思っているところでございます。

ご答弁は要りませんので、ご検討をお願いいたします。

次にシニアカーへの助成について再質問に入ります。

この問題を提案させていただくにあたり、シニアカーの利用者さんの生の声を聞いたり、また、取扱店より現状を伺ってまいりました。

シニアカーを購入された家族のお話では、免許返納後は外出をすることもなく、家族との会話も減り、引きこもる状態になったため、認知症の予防も兼ねて購入されたそうです。お天気の日は毎日のように外出し、コンビニへ買い物に出かけ、身支度も自分ででき、生活に張りが出てきたと話してくださいました。また、Bさんは道の駅で買い物している途中の方でしたが、午前中と午後の2回目だそうで、外出すると気持ちが晴れて楽しいと話してくれました。また、市役所に用事で来た人は、歩くときは杖を使っているが、シニアカーがあるので、誰かに頼むことなく、自分でできることはうれしいですと話してくれました。

次に、取扱店を何店舗か回りましたが、どちらも問い合わせはあるがなかなか高いので売れないそうです。A店ではすぐ試乗ができるように、4台の中古車を並べておりました。2店目では、東京都のマンモス高齢者の施設では、園内の移動はシニアカーを使ってるそうで、ここから出される中古車は新品同様で半額の20万円くらいだと話しておりました。半額くらいであれば電動自転車よりも安全性に富んでいるので、お求めやすい価格だし、それに行行政からのプラスアルファーの支援をいただければ、家族の了承も得られやすいのかなと考えてございます。冬季間は使用できませんが、買い物は移動販売車のお世話になり、銀行等には高齢者タクシー券を使わせていただきますと、日々の生活に支障はなく、むしろつがる市高齢者福祉サービスをフルに利用されることにより、快適な充実した日常生活を過ごせると思っております。

また、本市の免許保有者数並びに免許返納者数の状況によりますと、免許返納者がわずかながら少なくなっている傾向が見られました。これは健康寿命が延びてお元気な高齢者が、免許の返納に躊躇しているかもしれません、これからはますますシニアカーへの依存が高くなるのではと推測いたします。

人生100年時代を迎えており、健康寿命も延びておりますことから、あらゆる角度でご支援をいただき、高齢者福祉サービスの恩恵を受けた豊かに日常生活を楽しんでいただきたいと考えており、是非とも前向きにご検討のほどよろしくお願ひいたします。

この点についても部長より一言、後程お願ひいたします。

次に、水芭蕉についてでございますが、ここ一、二年で異変が起こっており、大変危惧しているところでございます。

本市の合併10周年のときに発行いたしましたつがる市の環境変遷と縄文遺跡という冊子があるのですが、全体の監修を依頼された東京大学大学院の辻教授は、屏風山の沼地や湿原の植物にも触れている記述があります。それによれば、湿原に生息している植物は、氷期から現在まで続いており、貴重な湿原の植物が群生していると記述されておりました。氷期時代といえば縄文時代前の石器時代だと思われます。こんなに身近なところに、氷期から群生している貴重な植物であることを皆さんで共有し、地域の協力と連携しながら、絶滅させることなく、子どもたちに生きた教材としてつなげていく責務があると考えております。

部長、今後の取り組みについてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

まず、島田部長よりお願ひいたします。

○議長（木村良博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（島田安子君） 今回、シニアカーの導入の提案を受けまして、様々考えるところがあつたのは事実です。

高齢者の方が、つがる市で生活しやすい環境づくりっていうことは大変大事ですし、高齢者が、生活しやすいということは、誰もが生活しやすい地域になるのではないかということも考えております。ただ、このシニアカー導入にあたっては、導入の助成ばかりに終わるのではなくて、やはりそのシニアカーを運転する方、あと運転する道路状況、様々な条件が、膨大な課題とともにあると思います。すぐには導入ができないかもしれません、成田議員の提案を受けて、この話題に関係部局、関係者共々話し合う機会と、どうやつらつがる市が地域づくりの中で暮らしやすいものになるかっていうことを話し合えるきっかけともなると思います。

今後、このシニアカーの提案を受けまして、様々な本当に関係部局と一緒に考え、話し合い、あと、高齢者のニーズも把握しながら検討をしていけたらなということで考えておりました。

以上です。

○議長（木村良博君） 経済部長。

○経済部長（三上恒寛君） 今後どのような保存を考えているのかというご質問ですが、今まで通り生育環境保全活動を続けていただいて、その補助をしていきたいと考えております。

私も現地を確認したところですが、土は乾燥がしております、水源は雪解け水、それから集落からの排水等が主なもので、湧水も非常に乏しい状態でございました。

今後、このような状況をどういうふうに打開すればいいのかというのを探りながら、水芭蕉を見守って参りたいと考えております。

以上です。

○議長（木村良博君） 成田克子議員。

○14番（成田克子君） ただいまはとても建設的なご意見をいただきましてありがとうございます。最後になります。

今回、福祉部長より、広範囲にわたり参考になる情報を収集していただきありがとうございました。

健康寿命の延伸に伴い、地域では高齢者一人暮らしの方が増えております。私自身も大きなことはできないまでも、時には声をかけるなど、それとなく見守り、寄り添って仲良く暮らしていくべきだと思ってございます。

これで質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（木村良博君） 以上で成田克子議員の質問を終わります。

---

#### ◇ 長 谷 川 榮 子 君

○議長（木村良博君） 続いて、第2席、8番、長谷川榮子議員質問を許可します。

長谷川榮子議員。

[8番 長谷川榮子君登壇]

○8番（長谷川榮子君） 改めて皆様おはようございます。

第2席を賜りました長谷川榮子でございます。早速質問に入らせていただきます。

質に入る前に、議長からお許しをいただきまして、皆様のお手元に、タブレットの中に配布されております資料でございますけれども、これは弘前市から提供いただいたものです。許可をいただいて提供しております。その他に、調べてみたら、県内むつ市とか、また雪の多い北海道地域で同じような取り組みを随分行っております。その中から一番身近なところとして、弘前市から提供いただいたものをお配りしておりますのを申し添えておきます。

それでは、今回は2点ほど通告しておりますが、まず1点目、高齢者に対する支援の取り組み状況について伺います。

まず（1）高齢者と言っても人数がいるわけで、まず70歳以上の一人暮らしの方はどのくらいおられますでしょうか。そのうち、身寄りのない方、お子さんとか旦那さん、また身近な身内的人がそばにいない、そういう方はどのぐらいいらっしゃいますでしょうか伺います。また、高齢者のご夫婦2人だけの生活をされている世帯数は幾らか教えてください。そして、そういう高齢者の方に対する支援の取り組み状況について伺います。

4番目は、今回、私がテーマとして取り上げておりますのは、高齢者ごみ出し支援について伺います。単刀直入に言いましたら、その資料のような取り組みを、我がつがる市でもできないものか、検討できないものかそれを伺います。

通告の2点目、つがる警察署の旧庁舎について伺います。この質問は今回で2回目です。

令和4年の第4回定例会に質問をしておりますが、それからさっぱり状況が変わっておりませんので、一体どうなっているのかということで改めてお伺いするわけです。

以上、2点の質問でございますので、どうぞよろしくお願ひします。

○議長（木村良博君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（島田安子君） 長谷川榮子議員の質問にお答えいたします。

70歳以上の人一人暮らしの人はどれぐらいいるかとのご質問でございますが、令和7年4月1日時点での、本市における70歳以上の一人世帯の数は3,071世帯となっており、これは住民基本台帳に基づく数字となっております。

次の、そのうち身寄りのない人の数は幾らかとのご質問ですが、本市では身寄りのない人としての人数は把握しておりません。しかし、つがる市社会福祉協議会から情報を受けております要援護者台帳によりますと、高齢者と定義される65歳以上で、何らかの支援が必要とされる高齢者一人世帯数は517世帯となっております。

続きまして、高齢者夫婦世帯の数は幾らかとのご質問ですが、令和7年4月1日時点での65歳以上の夫婦のみの世帯数は1,665世帯となっており、こちらも住民基本台帳に基づく数字となっております。

次に、高齢者に対する支援の取り組み状況についてとのご質問でございますが、対象となる取り組みの範囲が非常に広いため、本市高齢者福祉サービス事業実施条例の規定に基づくサービスについて、その内容と令和6年度の実績についてお答えします。

規定に基づくサービスは8事業あります。

まず軽度生活援助事業、これは主に高齢者の除雪支援にかかるものでございますが、令和6年度利用者数が34名、延べ471回の利用となっております。

次に、高齢者生きがいと健康づくり推進事業、こちらは趣味講座として、陶芸、生け花、着物の着付け、書道教室の開催に係るものでございます。利用者数は延べ300名、開催回数が81回となっております。

次に、介護用品の支給事業です。

こちらは非課税世帯で、要介護4または5の在宅介護の方を対象に、年7万円を上限として介護用品を支給するものですが、利用者数が延べ31名、支給金額が143万6,000円となっております。

次に高齢者短期入所事業、これは介護認定を受けていない方が、在宅生活が不可能になった際に、一時的にショートステイを利用するものでございますが、利用者が3名、利用期間が13日となっております。

次に、配食サービス事業につきましては、概ね65歳以上の単身世帯、または高齢者のみの世帯に

対し、食事の提供及び安否確認を行うものでございますが、利用者が延べ162名、合計14,291食を提供しております。なお、車いすやストレッチャーの利用が必要なため、一般交通機関で外出が困難な方を移送用車両等により自宅と医療機関の間を送迎する外出支援サービス事業、寝具の洗濯乾燥ができず、衛生管理な困難な寝たきりの高齢者や、重度心身障害者の方が利用できる寝具乾燥消毒サービス事業、介護サービスを利用せず、在宅で65歳以上、要介護度4または5で、非課税世帯の高齢者を介護されている家族に支給する家族慰労金支給事業につきましては、令和6年度は利用された方がいませんでした。

最後に、高齢者ごみ出し支援についてのご質問ですが、介護認定を受けている方が利用できる訪問介護での生活援助や、要支援認定者基本チェックリスト該当者が対象となる、介護予防生活支援サービス事業があり、訪問介護員ホームヘルパーによるごみ出し支援の利用が可能となっております。個々の介護ケアプランや介護予防ケアマネジメントに基づいてサービスを利用されている方もおります。

以上です。

○議長（木村良博君） 民生部長。

○民生部長（高橋 勉君） 私の方からは、ごみの担当ということで、4つ目の高齢者のごみ出し支援についてということでお答えいたします。

まず、高齢者のごみ出し支援制度について簡単にご説明させていただきます。

市町村が行うごみ出し支援の形態としましては、直接支援型、コミュニティ支援型、福祉サービスの一環型の3種類の形態がございます。資料でご提出いただいた、弘前市、むつ市で行っているごみ出しサポート事業につきましては、対象者の自宅前からごみを回収する直接支援型に当たります。本市におきましては、これらの3種類の支援のどの形態が本市において最も適切な支援であるか関係部署と連携しながら検討して参ります。

以上でございます。

○議長（木村良博君） 経済部長。

○経済部長（三上恒寛君） 私からは、つがる警察署の旧庁舎についてお答えいたします。

つがる警察署に問い合わせをしたところ、移転当初は県で旧庁舎の利活用の案もありましたが、令和5年度に白紙となり、令和6年度に利活用しないことが決定したそうでございます。そのため、今年度予算がつきまして、庁舎及び土地の売却準備を進めているとのことでございます。

今後、アスベストの調査等を実施した後、令和8年度に売却にかける予定との回答をいただいております。

以上です。

○議長（木村良博君） 長谷川榮子議員。

○8番（長谷川榮子君） まず福祉部長。

福祉部の支援事業というのは、幅が広くて、仕事が多くて、常日頃大変ご苦労されていること心から敬意を表します。まだまだたくさんこれから仕事が増えていくと思いますけれども、ますます頑張ってくださることお願いしたいと思います。

今回は高齢者のごみ出し支援、民生部が窓口になると思いますけれど、民生部長、ただいま前向きなご答弁ありがとうございました。これ、新しい事業をやるとなると、経済的なものが一番のネックだと思うんですけれども、頼む我々としては、早くやって欲しいと願うわけです。だけども、そう簡単にやりますという返事も難しいというのも認識しております。このごみ出し支援なんですが、実はここまで來るのに私3年かかりました。私の集落は19件。その中で高齢者の一人暮らし7人いるんです。そのお年寄りの人は、夏場は手押し車ですか、それにごみを積んで、そろそろ歩いて出すんですけど、冬場が大変ご苦労です。特に今年は、もう、普通の人でも大変でしたのに、こういう高齢者の人が出さないんです。出せないんです。冬場は臭わないからある程度溜めておく。そういうのが現実です。私は3年ぐらい前から二、三人の人、ごみは週2回ですから、気軽に、わ、持つていってけるよ、そういう感じでお手伝いしたんです。だけども、手伝う方も気を使つし、手伝われている人はもっと気を使つているというのに気が付きました。申し訳ない。申し訳ない。なんかお礼しねばまねべが。そういう声がだんだん多く聞かれるようになったんです。あれ何か違うなと思っても、お世話になっているその人は、健常者の我々が思つて以上に世間様に気を使つているということに気が付きました。特に今年の冬は大変でした。1人の力ではどうにもならない。そういうことであるとき、事務局に来て、ちょっとぐだめいだんです。そしたら、事務局の方々が大変好意的に、こういう資料を集めてくださいました。参考になるんじゃないかということで、大変ご協力、お世話になりました。テレビを見たら、やっぱりこのごみ出し支援は、今雪国は普通の事業になっているんです。こんなに進んでいるところがあるんだったら、今の市長はやる気がある、困つてゐる人は助ける。市長なら、倉光市長なら、きっと予算化してもらえるんじゃないかということで、今回の質問になったわけです。

民生部長は大変立場が苦しいことは十分承知ですが、もし、やってくださるんでしたら、私は早くやって欲しい。というより、今年の冬に間に合つて欲しい。そういう思いです。いかがでしょうか。これ民生部長でいいのかな。市長でもいいんです。よろしくお願ひします。

○議長（木村良博君） 民生部長。

○民生部長（高橋 勉君） 長谷川議員の質問にお答えいたします。

関係部署と調整しながら、早期にできるよう検討いたします。

以上でございます。

○議長（木村良博君） 長谷川榮子議員。

○8番（長谷川榮子君） そうですね、今回は福祉部と連携をとらないと、福祉部と連携を取つた方がうまく行くと思いますので、そこのところはよろしくお願ひします。

市長もどうぞよろしくお願ひします。答弁お願ひします。

○議長（木村良博君） 倉光市長。

○市長（倉光弘昭君） ごみ出しの支援ということなんですが、これはもう地元のコミュニティが崩壊しつつある一例だと思ってございます。

今、事務方から答弁があったように、ごみ出し支援のやり方は3種類あると。まずはその3種類を、そのまま3種類じゃなくて、どういう付加価値をつければ、地元が困っていることに対して可能になるのか、その辺は、早速検討させますし、財源の問題もあります。それは当然財源が付きまといますので、それも検討させますが、一例としては、他の自治体でやっている事例がありますので、それを十分検討させて、それから参考にさせていただいてやっていきたいなと思っています。やるとなれば、この場でまだ財源の検討はしていないではつきりは申し上げられませんが、やるとなれば、多分年内には財源が見つかれば、可能、そんな難しいことじゃないので、可能なのかなと思っています。そのやり方については、今事務方は、部長は申し上げませんでしたが、例えばですよ、200戸近い地区と、今議員がおっしゃられましたその19件の地区と一緒に考えてはいけないので、やはり、そのコストが少ないところは、例えばですよ、これが実現するかどうかわかりませんけど、自分の家の前に出せと。そのまま清掃車が持っていくというような形もできるだろうし、これがきっかけとなって、市内全体の高齢者に対するごみ出しの支援がどうあるべきかと、これもしっかりと議論しながら、最速最短で解決していきたいと思っていますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思っています。

以上です。

○議長（木村良博君） 長谷川榮子議員。

○8番（長谷川榮子君） ありがとうございます。

弘前の資料によりますと、蓋のついた容器を用意しなさいとあるんですけれども、今、この蓋のついた容器を買うのも大変でしょうからということで、弘前は網をかけています。時間を、あんまり早く出すとカラスとか、野良猫なんかに荒らされる恐れがあるから、時間を守ってくださいとかそういうところがあるみたいですけれども、一応、蓋付き容器よりも網の方が経費も安いと思いますので、参考にしていただければと思いますので、ぜひ、困っている人、冬、今年の冬は本当に大変でしたので、何とか今年の冬は、今年、来年の冬は今年みたいに雪にならないように願うところですけれども、必ず冬は来るわけなんで、これずっと続くわけなんで、ぜひ、民生部長よろしくお願ひします。市長ありがとうございますよろしくお願ひします。

それから、旧木造警察署なんですすけれども、いよいよ形が見えてくるみたいですけれども、ドームのパチンコ屋の解体を見てすごいなあと思ったんです。あれなんぼぐらいかかるもんだべなと思って、しおちゅう気になってあそこ通ったんですけども、ようやく更地になったみたいで。いずれにせよ、建物の解体というのは大変なんだなとつくづく思いました。

もしこの警察署、解体するとすれば、大ざっぱな計算で結構です。わかっている範囲内で何ぼぐらいかかるとか、経済部長わかりますか。

はい。よろしくお願ひします。

○議長（木村良博君） 経済部長。

○経済部長（三上恒寛君） 建物自体の、中のちょっと詳細はちょっとわからないんですが、市の公共事業の解体の工事を参考に坪単価を算出してみたところですね、おおよそ1億円程度経費がかかるかと思います。また、アスベスト調査の結果によっては、さらに高額になるのではないかと思われます。

以上です。

○議長（木村良博君） 長谷川榮子議員。

○8番（長谷川榮子君） はい、ありがとうございました。

商店街の活性化ということで、予算にもついていますけれども、前の古い呉服店のところ、あれも解体すると思いますけれども、隣近所の建物と近いもんで、事故のないように気をつけて作業を進めていただければと思います。

ほっとしました。人を助けるということは1人ではできないんだなあとつくづく思います。

今回取り上げて、前向きなご答弁をいただきました。今私もほっとしているところです。

民生部長、期待しておりますので、頑張ってください。よろしくお願ひします。

ありがとうございました。

○議長（木村良博君） 以上で長谷川榮子議員の質問を終わります。

ここで休憩します。11時10分から再開します。

休憩 午前10時56分

---

再開 午前11時10分

○議長（木村良博君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

◇ 成 田 博 君

○議長（木村良博君） 第3席、9番、成田博議員の質問を許可します。

成田博議員。

[9番 成田 博君登壇]

○9番（成田 博君） 本日、第3席を賜りました五和会の成田博でございます。

通告に従いまして、質問させていただきますが、第1席、第2席、女性陣の大変聞きやすい声の後、お聞き苦しいかとは思います。また、最近耳悪くなってきたので、答弁のほど、マイクを近づけて、大きな声でお願いしたいと思います。

まず第1点目、ゼロカーボンの取り組みについてでございますが、市長は、1期目当選、早々とゼロカーボンシティの宣言をされておりました。2期目に入り、本年4月、ようやっとエネルギー政策課設立したわけでございますけれども、この政策課の取り組み等につきまして、その内容、今後の見通しなど、お伺いをいたします。

2点目につきましては、子ども食堂についてでございます。

都市部、或いは青森県内においても、コロナ禍で一旦低迷したと聞いておりますが、この子ども食堂、当市の現状についてお伺いをいたします。

まず1点目の質問を終わります。

よろしくお願ひします。

○議長（木村良博君） 答弁を求めます。

倉光市長。

〔市長 倉光弘昭君登壇〕

○市長（倉光弘昭君） 成田博議員への答弁を申し上げます。

エネルギー政策の取り組み内容についてということでございます。

国の2050年のゼロカーボンの目標達成に向けて、これまでの化石燃料からエネルギーの転換を図ろうということでございますが、脱炭素化と様々な取り組みを進めておりますが、今、目の前にあるのが、風力発電事業をはじめとした再生可能エネルギーの導入を強化しようということでございます。本市のエネルギー政策の取り組み内容につきましては、本市において、2030年に日本海沖に建設が予定されております洋上風力発電事業、この実施とともにですね基幹産業である農業分野においても脱炭素化の施策の検討をするということでございます。さらに、公共施設の照明器具をLED化にしますということでございます。

また今年度ですが、予算にある通り、公用車として電気自動車、プラグインハイブリッド車でございますが、この購入も予定してございます。様々なゼロカーボンに向けての施策はありますが、根本にあるのが、つがる市と鰯ヶ沢町、深浦町の3市町で策定しました、地球温暖化対策実行計画、この区域施策編ということの3つの基本方針、これに基づきまして省エネルギー対策や活動の推進をすること。再生可能エネルギーの導入と活用の拡大をすること。循環型社会に向けた活動の推進を行うこと。

この3つに基づき、公共施設等への再エネ電気の供給を初めとした基幹産業である農業と共に生きる脱炭素施策、公用車の電気自動車への移行や、そしてエネルギーの地産地消についても検討を進めることであります。公共施設の高断熱化、温泉熱利用なども踏まえて省エネ対策にも積極的に取り組んで参りたいと考えているところであります。

他の質問については、担当部局より説明させます。

以上であります。

○議長（木村良博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（島田安子君） 成田議員の子ども食堂の現状についてお答えします。

子ども食堂とは、地域のボランティア団体等が主体となり、子どもやその保護者、地域の方々に無料または低料金で食事や団らん、交流の場を提供する取り組みのことと言います。本市で活動する子ども食堂は、木造と稻垣地区にそれぞれ1団体あり、子どもや地域の方に学びや遊びの場と食事を提供しているとのことです。

また、本年2月には、つがる市社会福祉協議会森田支所が、森田養護学校父母の会、シルバークラブ障害者福祉会の協力を得て、もりたの子ども食堂を初めて開催しております。5月の2回目では、子ども60名と保護者20名が参加し、遊びと食を通じ、子どもや多世代間の交流が図られ、意義ある開催であったと伺っております。

以上、現時点で把握しております本市での子ども食堂は3団体となっております。

○議長（木村良博君） 成田博議員。

○9番（成田 博君） 市長の前向きな取り組み等につきましては、よく理解をしました。

総務部長、市の遊休地を利用して、事業者に太陽光発電などを実施させて、地域にその電力を供給するということはできないものかどうかお伺いいたします。

○議長（木村良博君） 総務部長。

○総務部長（高橋一也君） はい、本市には比較的大きな遊休地、学校の跡地でございますけれども、9か所あります、その面積は合計で約84,500m<sup>2</sup>になります。

現時点では、その土地の活用について、市で検討中でありますことから、議員おっしゃる民間事業者等へ売却、貸し付けをする予定はまだございません。しかしながら、太陽光発電設備の設置は、再生可能エネルギーの普及拡大を図るためのゼロカーボンシティに向けた取り組みの一環として、今後推進していくべきと考えておりますので、この本市の遊休地活用の方向性が決まりましたら、その後に検討して参ります。

以上です。

○議長（木村良博君） 成田博議員。

○9番（成田 博君） なんか、ギアバックさ入ったような答弁ですけれども、市長がやっぱり前向きに進んでおります。スピード感を持って、総務の方でも進めていただきたいと、こう思うところでございますけれども、このエネルギー政策の取り組みについてですけれども、市内外の個人事業者が現在設置して運営している太陽光発電など、耐用年数が過ぎた場合、市としてどのように指導を行うのか、その予定などありましたらお伺いをいたします。

○議長（木村良博君） 総務部長。

○総務部長（高橋一也君） 現在、市で把握している太陽光発電施設は市内に51か所ございます。

国税庁が定めた減価償却資産による太陽光発電整備の設備の耐用年数17年となっています。この17年

で計算しますと、2029年ごろから徐々に耐用年数を経過する施設が増加してくる状況となっております。現在は、エネルギー供給強制化法によりまして、太陽光発電設備の廃棄等の費用積立て制度が義務化されておりまして、発電事業者は、廃棄等にかかる費用を必ず積み立てすることになっておりますので、今後、廃棄される太陽光発電設備につきましては、その積立金により適正に処分されるものと考えております。

国では現在、太陽光パネルの再使用、再生利用の仕組みづくりや基準についても調査研究を行いまして、制度の整備を検討している状況でございますので、本市におきましても、そういう国や県の動向に注視しながら、事業者に対し、法のルールに基づき、可能な限り速やかにかつ適正にそれを処理するよう指導して参ります。

以上です。

○議長（木村良博君） 成田博議員。

○9番（成田 博君） なんか私のかすれ声が伝染したみたいで、もう少し大きな声で答弁お願いします。

この太陽光パネル等々につきましては、もうすでにここまで来ております。総務の方でも、もう少し危機感を持って、早め早めの対応をお願いしたいと思います。

ゼロカーボンの取り組みにつきましては、若緑団地建設事業におけるこの太陽光発電などの取り組みについてお伺いをいたします。

○議長（木村良博君） 建設部長。

○建設部長（高橋隆治君） そうすれば私の方からは、若緑団地建設事業における太陽光発電等の取り組みについてお答えいたします。

若緑団地の建設事業においては、PFI事業での発注の際に、要求水準書や市の事業実施方針において、環境負荷の低減に配慮した脱炭素の取り組みを計画するよう定めております。それに基づき事業提案書より、建物の断熱性の向上や省エネルギー性能にすぐれた空調設備や給湯設備等の導入により、建物利用に伴うエネルギーの消費を低減し、CO<sub>2</sub>排出量を抑制する計画を提案いただいております。また、あわせて、植樹をはじめとした緑化の取り組みによってですね、二酸化炭素の吸収量の増大に努め、ゼロカーボンに寄与する計画とする旨の提案をいただいているところでございます。

太陽光発電についても、本市からの要求水準書により、その設置に触れておりますが、その内容はですね、太陽光発電設備を設置する場合は、あくまで発電電力は共有部、いわゆる駐車場とかですね、建物でいえば廊下とか通路とかですね、そういう部分への供給を前提とするとしております。直接的なですね要求事項としては、共有部分のうち、屋外の外灯については、太陽光発電によるものを基本とするとしており、それに基づき、事業提案者からは、駐車場及び外構部分の照明設備について、太陽光発電一体型の照明設備を計画していると回答をいただいているところであります。

以上です。

○議長（木村良博君） 成田博議員。

○9番（成田 博君） まずは、維持費の削減、利用者の負担にならないような取り組み、またさらには、現状の施設であっても、維持費の削減や、脱酸素化に向けての取り組み、そういうのも入れて今後検討していただきたいとこう思います。

1点目については終わります。

続いて2点目の子ども食堂についてでございますけれども、子ども食堂のこの予算的なものや、運営上の留意する点はあるのかお伺いをいたします。

○議長（木村良博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（島田安子君） 子ども食堂運営に関する予算については、開催場所、頻度、利用者数、料金設定などにより見積もられ、これを賄うために、寄附や協力金、何らかの助成金を活用する他、米、野菜など食材の現物を提供してもらう方法などが考えられます。運営上留意すべきことについては、衛生管理がポイントとなるかと思います。一般の食堂とは異なり、子ども食堂は保健所への営業許可などの届け出は不要とのことです。調理場の規模や設備、調理担当者の数、力量に応じた無理のないメニューや食数を計画することが重要で、事前に保健所へ相談し、食品衛生に関する助言、指導を求めるなど、食中毒や事故の発生防止に努めていただきたいと考えております。仮に、新たに子ども食堂の設立をとのことであれば、運営スタッフ、開催場所、参加対象、実施頻度、メニューをどうするかからの検討になるかと思いますが、青森県が育成する子どもの居場所づくりコーディネーターが相談を受け付けているとのことです。

また、本市に相談があった場合には、関係機関、関係団体へつなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木村良博君） 成田博議員。

○9番（成田 博君） 子ども食堂をやるにしても、大変な労力と苦労がいると、地元自治会、或いはボランティア、それらがPTAなどとも協力しながらやっていかなければならない。そのためには、こういう取り組みについてのコーディネーターがいるということで、もっともっとこのつがる市においても、そういう子ども食堂なるものを年に何回でもいいのでやっていただければ本当にいいのではないかと思います。

学校と家庭、地域が連携したこの子どもの育成というふうにございますけれども、教育長として、この子ども食堂について、どういうお考えがあるのか、ひとつ伺って、私の質問を終わりたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（木村良博君） 教育長。

○教育長（山谷光寛君） 成田議員からお話をありましたのでお答えいたします。

子ども食堂につきましては、教育委員会が主となって取り組むものではありません。

しかし、本市が目指している、地域総がかりで取り組む教育を推進していく上で、子どもの居場所づくりとなりまして、また年齢属性等に関係なく、子どもを真ん中に置いた世代間交流の場ともなることから、各地域のコミュニティづくりにおいても大切な取り組みであると認識しております。

以上でございます。

○議長（木村良博君） 以上で成田博議員の質問を終わります。

本日の一般質問はここまでとします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（木村良博君） 明日は午前10時に会議を再開し、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

（午前11時30分）

# 第 3 号

令和 7 年 6 月 10 日（火曜日）

## 令和 7 年第 2 回つがる市議会定例会会議録

### 議事日程（第 3 号）

令和 7 年 6 月 10 日（火曜日）午前 10 時開議

1 開議宣告

1 議事日程

日程第 1 一般質問

日程第 2 総括質疑

報告第 3 号 令和 6 年度つがる市繰越明許費繰越計算書

報告第 4 号 令和 6 年度つがる市下水道事業会計予算繰越計算書

報告第 5 号 専決処分した事項の報告の件

（専決第 16 号 和解及び損害賠償の額の決定の件）

議案第 30 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（令和 6 年度つがる市一般会計補正予算（第 10 号））

議案第 31 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（令和 6 年度つがる市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号））

議案第 32 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（令和 6 年度つがる市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 5 号））

議案第 33 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（令和 6 年度つがる市介護保険特別会計補正予算（第 6 号））

議案第 34 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（つがる市職員の給与に関する条例及びつがる市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例）

議案第 35 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（つがる市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例）

議案第 36 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（つがる市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）

議案第 37 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（つがる市税条例の一部を改正する条例）

議案第 38 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（つがる市監査委員条例の一部を改正する条例）

議案第 39 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（つがる市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議案第40号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

(つがる市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)

議案第41号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

(つがる市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)

議案第42号 令和7年度つがる市一般会計補正予算（第1号）案

議案第43号 令和7年度つがる市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案

議案第44号 令和7年度つがる市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案

議案第45号 令和7年度つがる市介護保険特別会計補正予算（第1号）案

議案第46号 令和7年度つがる市下水道事業会計補正予算（第1号）案

議案第47号 つがる市情報公開条例の一部を改正する条例案

議案第48号 つがる市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第49号 つがる市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第50号 つがる市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

議案第51号 つがる市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

議案第52号 筒木坂財産区管理委員の選任につき同意を求めるの件

議案第53号 つがる市過疎地域持続的発展計画の変更について

日程第3 予算特別委員会の設置

日程第4 議案等委員会付託

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	平田浩介	2番	三橋あさみ	3番	山内勝
4番	秋田谷建幸	5番	齊藤渡	6番	田中透
7番	佐々木敬藏	8番	長谷川榮子	9番	成田博
10番	木村良博	11番	佐藤孝志	12番	野呂司
13番	天坂昭市	14番	成田克子	15番	佐々木慶和
16番	平川豊	17番	山本清秋	18番	高橋作藏

欠席議員（0名）

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	倉光弘昭
副市長	今正行
教育長	山谷光寛
選挙管理委員会委員長	成田照男
農業委員会会長	藤本正彦
監査委員	台丸谷績
総務部長	高橋一也
財政部長	平田光世
民生部長	高橋勉
健康福祉部長	島田安子
経済部長	三上恒寛
建設部長	高橋隆治
会計管理者	粕谷竜一
教育部長	鳴海義仁
消防長	江良康博
選挙管理委員会事務局長	中田良子
農業委員会事務局長	中野拓哉
監査委員事務局長	秋田俊
総務課長	葛西正美
財政課長	葛西明仁
市民課長	川越七重
福祉課長	宮西良和
農林水産課長	佐々木雅規
土木課長	長内研也
教育総務課長	小田桐勇人
消防本部総務課長	工藤真史

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	山口淳志
議事総務課長	工藤隆子
議事総務課長補佐	福士寿幸
主査	成田耕太

---

◎開議宣告

○議長（木村良博君） おはようございます。ただいまの出席議員数は18名です。定足数に達していませんので、これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎一般質問

○議長（木村良博君） 本日の議事日程は、タブレットに配信のとおりであります。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

---

◇ 三 橋 あさみ 君

○議長（木村良博君） 第4席、2番、三橋あさみ議員の質問を許可します。

三橋あさみ議員。

〔2番 三橋あさみ君登壇〕

○2番（三橋あさみ君） 改めまして、皆様おはようございます。

第4席を賜りました三橋あさみでございます。早速でございますが、通告に従い、質問に入らせていただきます。

通告の1番、投票支援について、投票支援カードやコミュニケーションボード等の導入について伺います。

民主主義の根幹をなす選挙。その投票は、私たち主権者である市民一人一人の暮らしや生活、社会を良くするため、その代表を選挙によって決める重要な機会でございます。本市におかれましては、投票区、投票所が再編され、共通投票所の開設と、投票所が遠くなった方の負担軽減のため移動投票所の導入という先進的できめ細やかな取り組みが行われていることに、敬意を表するものでございます。特に共通投票所は、市民の方からも通勤途中、買い物ついでなど投票しやすいとお声をいただきました。

一方で、投票所の物理的情報的なバリア、或いは精神的なハードルにより障害をお持ちの方や、高齢者の方々にとって投票行為そのものが困難を伴うケースが散見されております。例えば、障害のある方や高齢者の方からは、字が書きづらく、投票用紙の記入が難しい、代わりに書いて欲しいなど言いづらい。投票所の雰囲気に緊張してパニックになりそうということもあります。投票に行きづらくなっているケースもあるようです。そのため、各自治体では様々な投票支援が行われているようです。例えば投票支援カードですが、これはカードといつてもA4用紙であります。代わりに書いて欲しい、筆談して欲しい、候補者を読み上げて欲しいなどといった、手伝って欲しいことが書かれていて、その項目にチェックしたり、また手伝って欲しいことの記入欄もございます。その

カードに前もって記入し、入場券と一緒に投票所の係の方に渡すことで、声を出さず、手伝って欲しいことを意思表示できるようになっております。

また、コミュニケーションボードは、投票所でのよくある問い合わせをイラストと簡単な文で表したもので、絵や文字を指差すことで、自分の意思を伝えることができ、必要な支援を行うことができます。そして、視覚障害者用に投票用紙記入補助具として、投票用紙を挟んで使用するプラスチック素材のケースで、記入欄の部分が繰り抜かれており、記入する位置がわかるよう工夫されているものを使っている自治体もございました。このように、誰もが安心して投票できるよう、また気持ちよく投票できるような環境を整えることも重要と考えます。

そこで、投票支援カードやコミュニケーションボードなどの導入について、本市のご見解を伺います。

次に、通告の2番、つがる市公式LINEアカウントについて。①番つがる市公式LINEアカウントの登録について伺います。

本市の様々な行政情報の発信や、情報提供のツールとして代表的なものとして、毎月発行される広報つがる。いつでも検索できるつがる市ホームページ、そして約2年前に開設されたつがる市公式LINEアカウント等がございます。中でも、つがる市の公式LINEアカウントは、リアルタイムに本市からの情報が発信され、とても利便性に富んでいると日々感じております。最近では、本市のイベントなどの情報や、詐欺被害の被害など防犯情報、熊目撃情報など、文字や写真で発信されておりました。

また、6月1日からは、聞き逃した、聞きづらいといったつがる市防災無線も公式LINEアカウントに発信されると伺っております。ますます利便性が向上しましたし、防犯や防災対策の観点からも重要な役割を担っていると思っております。ただ、性質上、市民自らこのLINEアカウントに友達登録をしていただかなくてはなりません。ここが1つの問題点になっていると思われます。

今現在、公式LINEアカウントの登録者数は徐々に増えていますが、2,800人ほどです。本市の人口からも、もっと多くの方に登録していただきたいと思っているところでございます。本市の目指すLINEアカウント登録者数や、これまでの登録者を増やす取り組みについて伺います。

次に、②番つがる市LINEスタンプについて伺います。

LINEスタンプは、LINEアプリ内で使用されるセリフやイラスト画像ですが、本市では代表的なものとして、市のマスコットキャラクターつがーるちゃんのLINE用スタンプがございます。現在、田畠の妖精つがーるちゃんとしてセリフ入りイラストと、そのイラストが動くものと2種類ございます。私の友人からもつがーるちゃんのスタンプが時々添付されてきます。この田畠の妖精つがーるちゃんのLINEスタンプの利用状況を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（木村良博君） 答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（中田良子君） おはようございます。

投票支援カード、コミュニケーションボード等の導入についてお答えいたします。

本市ではこれまで投票するに当たり、何らかの支援が必要な方がいた場合、事務従事者による人的介助を積極的に行って参りました。さらに、より相手に寄り添ったきめ細かい対応として、議員ご提案の投票支援カードやコミュニケーションボードにつきましても、7月に予定されております参議院選挙において導入を前向きに検討いたします。

以上です。

○議長（木村良博君） 総務部長。

○総務部長（高橋一也君） 改めましておはようございます。

私からは三橋議員の公式LINEの質問の1点目、公式LINEの登録数を増やす取り組みについてお答えします。

本市の目指すLINEアカウント登録者数ですが、本市の人口の約1割強にあたる3,000人を本年度中に達成したいと考えております。登録者数を増やすための取り組みとしては、毎月発行の広報つがると、市ホームページに公式LINE開設の記事を掲載している他、市が開催する集会や会合などでチラシを配布しまして、登録を促す取り組みを行っております。

次に、2点目のLINEスタンプつがーるちゃんの利用状況についての質問にお答えします。

LINEアプリ内で使用されるイラストや画像について、本市ではつがーるちゃんのセリフ入りイラストと、イラストが動くものの2種類のスタンプを作成しております。平成30年3月に有料のスタンプとして作成しまして、令和7年3月までの7年間で延べ5,600件、年の平均で800件の利用実績となっております。作成当初は年間600件程度でしたが、昨年はおよそ1,100件と、およそ2倍近くの利用実績となっております。

以上です。

○議長（木村良博君） 三橋あさみ議員。

○2番（三橋あさみ君） ご答弁ありがとうございました。

それでは2回目の質問に入らせていただきます。

投票支援についてのご答弁がございました。投票支援カード、コミュニケーションボード導入について、来月予定されている参議院議員の国政選挙から導入できるよう前向きな検討をしていくとのご答弁に感謝申し上げます。

現在、検討段階ではあると思いますが、具体的な方法を教えていただきたいと思います。

○議長（木村良博君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（中田良子君） そうすれば導入方法についてお答えいたします。

導入を決定した場合、まずは選挙期間前に毎戸に配布する選挙チラシ、こちらは投票日時や投票所等を記載されているこちらの裏面を活用したいと思っております。チラシ裏面に投票支援カードとコミュニケーションボードを印刷し、毎戸に周知いたします。支援を受けたい方は投票する際に、入場券と一緒にご持参くだされば手伝って欲しい意思表示を伝えることができ、必要な支援をスムーズに受けることができます。加えて、支援が必要な方が持参されなかった場合も想定し、各投票所にも投票支援カードとコミュニケーションボードをそれぞれ設置いたします。

なお、ホームページからも印刷できるよう様式を掲載しながら周知を図って参りたいと思っております。

投票支援カードやコミュニケーションボードの他に、投票用紙記入補助具について、先ほど三橋議員から説明がありましたが、こちらは投票用紙の記入時に枠が見えないとか、見えにくいなどの不安のある方が、投票用紙に自筆する際に記入する位置がわかりやすくなる補助具です。補助具は記入する枠の部分が切り抜かれていますので、表面を手でさわることで記入する位置がわかるようになっております。この補助具についても検討しているところであります。

今後も引き続き、様々な状況下にある方々に、安心して投票できる環境づくりの整備と、よりきめ細やかな対応に努めて参りたいと考えております。

以上です。

○議長（木村良博君） 三橋あさみ議員。

○2番（三橋あさみ君） 詳細なご答弁ありがとうございます。

スピード感のあるきめ細やかな対応を検討されていることに、心より感謝申し上げます。

誰もが安心して、そして気持ちよく投票できるよう、今後ともご尽力くださいますようお願い申し上げます。

次に、つがる市公式LINEアカウントについて、つがる市公式LINEアカウントの登録についてのご答弁がございました。

今年度内の目標が3,000人とのことです、その目標を上回るべく登録者を増やして参りたいと思っているところでございます。登録者を増やすため、広報つがるにも毎月掲載されていることでしたが、これはページ内の掲載と認識しております。ページ内ですと意外にスルーされやすいのではないかと思われます。これを表紙や裏表紙にQRコードとともに毎回掲載すれば、市民の方の目にとまりやすく登録もしやすいのではないかと考えますが、ご見解を伺います。

○議長（木村良博君） 総務部長。

○総務部長（高橋一也君） 議員の提案のとおり、表紙や裏表紙など、市民の目に留まりやすい位置に掲載するなど、今後は広報つがるへの掲載方法を工夫して参りたいと思っています。

以上です。

○議長（木村良博君） 三橋あさみ議員。

○2番（三橋あさみ君） ご答弁ありがとうございました。

ぜひ工夫した掲載をお願いしたいと思います。

L I N Eアプリ内のスタンプのショップを見ますと、L I N Eの友達登録で、L I N Eスタンプがいくつかもらえるものがございます。本市も公式L I N E登録でつがーるちゃんなどのL I N Eスタンプをプレゼントする期間限定キャンペーンのような、そのような取り組みも登録者を増やすことにつながるのではないかと考えますがご見解を伺います。

○議長（木村良博君） 総務部長。

○総務部長（高橋一也君） 無料スタンプの配布は、議員提案の通り、L I N E登録を増やすための有効な手段のひとつであると考えられます。まずは、市公式L I N Eの周知を徹底しまして、登録を促し、あわせて無料スタンプの配布を検討してまいります。

以上です。

○議長（木村良博君） 三橋あさみ議員。

○2番（三橋あさみ君） ありがとうございます。ご答弁ありがとうございました。

もっと公式L I N Eアカウントの登録者を増やしてまいりたいと思うところでございますが、そもそもスマホを持っていても、そこまで使いこなせないなどお声をいただくこともあります。このような方々のためにもスマホ教室などを行い、その中で公式L I N Eの啓発、登録支援を行うなど、スマホ教室実施の必要性があるのではないかと考えますが、本市のご見解を伺います。

○議長（木村良博君） 総務部長。

○総務部長（高橋一也君） スマートフォン、スマホを所持していても使いこなせない方への対応についてでございますけれども、主な対象は高齢者になるかと思われます。高齢者を対象としたスマホの講習会や勉強会は、一部地域の老人クラブが主体となって実施していると伺っておりますけれども、L I N Eの登録や操作方法などまでは行っていないと思われます。

今後、公式L I N E登録数を増やし、行政情報を速やかに受信していただけるよう、教室の開催や相談窓口の設置、さらには可能な方へは、職員が公式L I N E登録の操作支援をするなども今後検討して参ります。

以上です。

○議長（木村良博君） 三橋あさみ議員。

○2番（三橋あさみ君） ありがとうございます。ぜひご検討お願いいいたします。

次に②番、つがる市L I N Eスタンプについてのご答弁がございました。

田畠の妖精つがーるちゃんのL I N Eスタンプ5,600件、昨年は1,000件以上と多くの方に利用されていることがよくわかりました。そこでもっと利用していただけるように2種類のスタンプ、どちらもかわいいのですが、そろそろ新しいスタンプがあってもいいのではと思うところでござります。

ここつがる市、津軽弁のメッカでもございます。先日、首都圏に住む方とこのスタンプが話題になりました。つがる市だから、津軽弁の言葉が入ったスタンプあってもいいよねというお話をしました。例えば、またねというところへばねとか、頑張るをけっぱるなど、津軽弁のコメントの入った、つがーるちゃんスタンプも愛着感がでて良いのではないかと考えます。

また昨年度、つがる市縄文遺跡PRキャラクターカイトくんとタマキちゃんが登場いたしました。こちらのキャラクター、県内在住の漫画家石塚千尋先生のデザインと伺っております。とてもかわいらしいです。ぜひLINEスタンプにも活用できれば、つがる市縄文遺跡の宣伝効果や公式LINEの注目度アップも期待されるのではないかと考えますが、本市のご見解を伺います。

○議長（木村良博君） 総務部長。

○総務部長（高橋一也君） 新しい図柄のつがーるちゃんスタンプや縄文遺跡キャラクターを利用したスタンプの作成についてのご質問でございますけれども、議員提案の津軽弁のコメント入りつがーるちゃんスタンプですけれども、見る方も愛着がわきかわいらしいものとなると思われます。さらに、つがる市の津軽弁という本場の津軽弁ということで、話題性もあり、本市の宣伝にもつながると思われますので、津軽弁バージョンのスタンプ作成については検討いたします。

次に、縄文遺跡PRキャラクターカイトくんとタマキちゃんのスタンプでございますけれども、こちらのキャラクターのスタンプ作成にあたっては、キャラクターの作者による新規のイラストが必要となることから、作成までに期間及び費用を要すると思われます。いずれにいたしましても、議員発言の通り、縄文遺跡PRキャラクターのスタンプについては、本市の縄文遺跡の宣伝にも大いにつながるものと思われますので、実現に向け検討して参ります。

以上です。

○議長（木村良博君） 三橋あさみ議員。

○2番（三橋あさみ君） ご答弁ありがとうございます。

ぜひ実現していただきますようご期待申し上げます。

最後になりますが、本市から市民への情報伝達はとても重要なことであります。繰り返しになりますが、つがる市公式LINEアカウントはプッシュ型でリアルタイムに情報提供されます。

防犯や防災対策の観点からも重要な役割を担っております。より多くの市民の方に公式LINEを登録利用していただきたいと願っております。どうかご尽力いただきますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

以上ですべての質問を終わります。

大変にありがとうございました。

○議長（木村良博君） 以上で三橋あさみ議員の質問を終わります。

---

◇ 平 田 浩 介 君

○議長（木村良博君） 続いて、第5席、1番、平田浩介議員の質問を許可します。

平田浩介議員。

[1番 平田浩介君登壇]

○1番（平田浩介君） 皆様、改めましておはようございます。

第5席を賜りました五和会の平田浩介でございます。今回もよろしくお願ひいたします。

質に入る前に議長のお許しをいただきまして、一言ごあいさつさせていただきます。

日に日に暑くなり、いよいよ津軽の夏も近づいてきたなと感じております。今年は、市制20周年ということで、祭りやイベント行事等、今まで以上に盛り上がることと楽しみにしております。またそれに伴い、観光客の皆様をはじめ、多くの方がつがる市に訪れると思われます。つがる市の魅力、文化、食を大いに味わってもらい、つがる市を楽しんでいただきたいなと思っております。そのためにもしっかりと環境整備を行いながら、魅力あるつがる市をPRできたらなと思っておりますので、これからも対策、対応をよろしくお願い申し上げます。

それでは、それを踏まえまして、早速ではございますが質問の方に入らせていただきます。

今回は、つがる市の倒壊危険住宅対策と空き家対策について質問をさせていただきます。

市内を歩いたり車を運転していたりすると、管理が行き届いていない空き家が多数見受けられ、それが年々増加しているように思われます。中には老朽化が著しく、倒壊や雪害による事故の危険性があるものも見受けられます。

そこで1点目の質問になります。

そのような倒壊危険住宅の現状と課題について教えていただきたいと思います。

次に2点目、空き家対策についてお聞きします。

空き家対策について、現時点でつがる市における空き家の現状と課題について教えていただきたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（木村良博君） 総務部長。

○総務部長（高橋一也君） それでは、平田議員の質問の1点目、倒壊の危険のある家屋の現状についてお答えします。

現在、市内の倒壊する危険のある家屋については4件確認しております。この4件については、5月までに撤去にかかる費用の参考となる見積もりを業者から徴収しております。今後、この見積もりの内容や現況写真を同封しまして、撤去についての依頼の文書を所有者へ送付しまして、対応をお願いするものでございます。

次に、本市の空き家の現状と課題についてお答えします。

現在、現地確認を行って台帳で管理している空き家の件数は71件ございます。この71件の空き家

でございますが、老朽化等しております、適正な管理がされていない家屋であると確認されたものでございます。昨年の9月時点の66件と比較しまして5件の増となっております。市民などからの情報提供により管理不全な空き家と判断されるものについては、所有者を特定し、現況写真等を同封し、修繕撤去などについて通知しております。管理不全空家については、状況が悪化することにより、1つ目の質問にもありました倒壊危険家屋になることが予想されますので、さらにその対応が困難になると思われることから、空き家を増やさないための対策が今後必要であると考えております。

以上です。

○議長（木村良博君） 平田浩介議員。

○1番（平田浩介君） ご答弁ありがとうございました。

こうした倒壊危険住宅の空き家は、災害時の二次被害、近隣住民への安全不安、さらには、景観や治安の悪化にもつながりかねません。

そこで、全国的に増加する空き家が倒壊、衛生、治安、景観などに悪影響を及ぼすのを防ぐために、自治体が空き家対策を進めやすくする法律として、空家等対策の推進に関する特別措置法が2015年に施行されました。この法律については、市のホームページにも載っておりますが、この法律において、管理不全空家等の所有者に対し、特定空家等になることを防止するために必要な措置をとるよう指導勧告ができること。特定空家等の所有者に対し、市町村が必要な措置をとるよう助言、指導、勧告、命令、代執行ができることなどの規定を定めております。先ほど申しました管理不全空家等とは、そのまま放置すれば特定空家等に該当する恐れがあると市が判断したものを管理不全空家等と言います。指導を受けて改善されない場合は勧告を行い、固定資産税等の住宅用地の特例から除外されます。

特定空き家とは次の状態にある空き家のことを言います。

1、そのまま放置すれば倒壊等もしくは保安上危険となる恐れがある状態。2、著しく衛生上有害となる恐れがある状態。3、適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態。4、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態。この条件に当てはまる倒壊危険住宅を、特定空き家といい、助言指導によっても所有者等が必要な措置を行わず勧告された空き家の敷地については、固定資産税に関わる住宅用地特例の対象から除外されます。また、命令に関わる措置を行わない場合は50万円以下の過料に処せられます。このように市のホームページにしっかりと記載されておるものを持ちと紹介させていただきました。ただ、代執行しますというところまでは書かれておりませんでした。ぜひ、これから代執行までの記載も今後検討していただきたいなと思っておるところでございます。

それでは2回目の質問ですが、先ほど市内の倒壊する危険のある家屋については4件確認しているとの答弁がありましたが、その4件は、管理不全空家等と特定空家等のどちらに該当しているのか分類を教えていただきたいと思います。

○議長（木村良博君） 総務部長。

○総務部長（高橋一也君） お答えします。

空家対策の推進に関する特別措置法でございますけども、適切な管理が行われていない空き家を管理不全空家、倒壊等著しく保安上危険となるおそれの空き家を特定空き家と規定しております。特定空き家と認定するためには、本市の空家等対策計画により、空家等対策検討委員会で、協議し認定しなければならないことから、先ほどお答えした4件につきましては、すべて管理不全空家として現在は対応しているところでございます。

以上です。

○議長（木村良博君） 平田浩介議員。

○1番（平田浩介君） ありがとうございます。わかりました。

すべて管理不全空家ということで理解いたしました。

それでは議長のお許しをいただきまして、資料の方をタブレットのほうに配信しております。

配布しておりますのでご覧ください。資料の方をお願いいたします。ご覧になっていただきたいなと思います。1枚目の写真は、木造駅前通りにある空き家の昨年撮影したものになります。次のページを開いていただきまして、次の写真を見ていただきまして、これは同じ建物で昨年の冬に撮影したものになります。大雪の影響もあり、大分崩れてしまっているというのがわかるかなと思います。

続いて次の写真は、先月撮影したものになります。真ん中から大分崩れ、今にも歩道に倒れてきそうな危険な状態です。

最後の資料の方も見ていただければわかるかなと思いますが、こちらも先月撮ってきた状態となっております。トタンや木材等も雪や風の影響で歩道に落ちていたときもありました。倒壊しないのが本当不思議なくらいな状態で、何よりも見ていただければわかるように歩道に面しており、児童や生徒多くの方が歩く場所となっております。個人的には、もう特定空き家として対応してもいいのではないかなと思っております。また、こちらの空き家は、何年も前から危険だと言われてきた建物でございます。この他にも何年も前から危険だと言われている空き家は、先ほどの4件含め、市内にはまだまだあるかなと思っておりますが、次の質問になります。

何年もそのままになっている倒壊危険住宅に対して、市としてどのような対応を取られてきたのか、取られておるのか。またその課題は何か教えていただきたいと思います。

○議長（木村良博君） 総務部長。

○総務部長（高橋一也君） 倒壊危険家屋につきましては、空家対策の推進に関する特別措置法に基づき、現地確認と所有者または相続人を特定するための調査を行いまして、その方に対し適正な管理を促すため、現況の写真を添付して、通知文等を送付しまして、連絡先等がわかる方へは訪問や電話によるお願いをしております。所有者を特定するために、戸籍、住民票等の照会をしますけれ

ども、回答を得るまでに日数を要することや、送付した通知書等を受け取っても全く連絡がない方、相続人全員が相続放棄しているケース、または、生活するのが精一杯で、解体や管理する金銭的余裕がないなどといった理由でそのまま放置されている場合が多く、その後の対応に苦慮しているのが現状でございます。

以上です。

○議長（木村良博君） 平田浩介議員。

○1番（平田浩介君） ありがとうございます。

確かにお金がかかる、時間がかかるというのは、確かにそうかもしれません、何かあってからは遅いと思っております。空家等対策特別措置法も施行され、今までよりも対策がしやすく、また迅速に対応できるようになったかと思います。危険な家屋については早急に特定空き家に認定して、迅速な対応をよろしくお願ひいたします。

それでは4回目の質問になりますが、このように何年も前から倒壊危険住宅にある住宅に対し、行政代執行まで至らなかった理由は何なのか教えていただきたいと思います。

○議長（木村良博君） 総務部長。

○総務部長（高橋一也君） 倒壊危険家屋の行政代執行をするにあたっては、法律に基づき、所有者を特定しまして、助言、指導、勧告、命令の措置をしていくことになります、最後に行政代執行を行うこととなります。各措置の段階で一定の期間を設けて行うことから、かなりの日数を要することとなります。また、代執行を行った場合のそれに要した費用は、自治体が所有者等から徴収することとなりますけれども、その費用徴収が困難となることが予想され、自ら除去する人の公平性の確保などにも問題があることから、代執行については緊急性や公益性を十分考慮する必要があります。代執行を実施しました他の自治体の例によりますと、特定空き家と認定後およそ6か月から1年程度で代執行が実施されております。

以上です。

○議長（木村良博君） 平田浩介議員。

○1番（平田浩介君） ありがとうございます。

年々状態も悪くなり、本当に危険な状態ですので早急に対応をよろしくお願ひいたします。

また先日、弘前市の方で空家対策特別措置法に基づき、特定空き家2件に対し、それぞれ行政代執行と略式代執行を年内にも施行するというニュースがございました。このように、すでに動いている自治体も実際ございます。つがる市においても、ぜひ早急に対応の方をよろしくお願ひ申し上げます。続いての質問ですが、昨年の大雪でトタンや木材等が敷地内に落ちてきた。風で飛んできたなどの声を市民の皆様から聞いております。倒壊危険住宅に対して、昨年の大雪のような場合は、市としてどのような対応をなさっていくのか、またはなさっておるのか教えていただきたいなと思います。

○議長（木村良博君） 総務部長。

○総務部長（高橋一也君） 昨年のような大雪の場合についての対応についてでございますけれども、昨年のような豪雪の場合は、除雪が困難である高齢者世帯や除雪の見込みがない空き家などについて、本市職員が主体となる除雪チームなるものを編成しまして、個々の案件に対応して参ります。倒壊危険家屋であっても、暴風雪等で家屋の屋根が飛びそうだ、トタンが剥がれ飛散しているなどの場合には、消防署へお願いしましてロープによる固定するなどの倒壊防止、飛散防止対策を講じているところでございます。

以上です。

○議長（木村良博君） 平田浩介議員。

○1番（平田浩介君） ありがとうございます。

除雪等に関わった職員の皆様、本当にお疲れ様でございました。これからも台風や大雪、暴風、大雨等、自然災害があった場合、様々な事案が生じるかと思いますが、ぜひ迅速に適切なご対応をよろしくお願い申し上げます。それでは、倒壊危険に対しての最後の質問になりますが、先ほどのご答弁にもありました、金銭的な問題で解体等ができないという理由がございましたけども、市として解体費用の補助制度等はあるのか教えていただきたいなと思います。

○議長（木村良博君） 総務部長。

○総務部長（高橋一也君） 解体費用の補助制度についてでございますけれども、現在、昭和56年5月31日以前に建設されました住宅を解体する場合、一定の補助対象基準がございますけれども、木造住宅耐震改修支援推進事業によりまして約100万円を上限とした補助制度がございます。この補助事業の対象とならない家屋や非住家などで倒壊危険家屋を対象とした補助制度につきましては、想定される事業の件数等の規模や実施に必要な費用の財源を考慮しまして、新たな補助制度の設置について今後検討して参ります。

以上です。

○議長（木村良博君） 平田浩介議員。

○1番（平田浩介君） ありがとうございます。

補助対象が昭和56年ということで、私は昭和57年生まれで、もう私の生まれた前の住宅が対象ということになりますが、それからもう40年も経っております。そちらの年数の方もご検討していただきまして、多くの方が利用できますようご検討の方をよろしくお願い申し上げます。

答弁は結構でございます。ありがとうございます。

続いて、つがる市における空き家の現状と課題について、2回目の質問をいたします。

空き家は年々増加しております答弁にもあったように、この空き家が年数を重ねて倒壊危険住宅になっていくと思っております。空き家を増やさないようにしっかりと対策をしていかなければならぬと私も思っております。その対策の1つとして、空き家バンク事業があるかなと思いますが、

空き家バンクの現状を教えていただきたいなと思います。

お願いします。

○議長（木村良博君） 総務部長。

○総務部長（高橋一也君） 空き家バンクの現状でございますけれども、平成29年から事業を開始しまして、登録者数は徐々にではありますが増加しており、令和6年度末で延べ72件の登録実績となっております。その中で売買契約の実績は42件ございました。この購入者の内訳でございますけれども、つがる市内の方が18件、青森県内の方が15件、県外の方が購入した件数が9件となっております。またこの事業には、空き家バンクに家屋等を登録しますと、奨励金を受給できる空き家バンク登録奨励金制度もございます。

以上でございます。

○議長（木村良博君） 平田浩介議員。

○1番（平田浩介君） ありがとうございます。

年々登録者数が増加しているということは大変喜ばしいことだと思います。引き続きご対応をよろしくお願いいたします。

それでは3回目の質問ですが、答弁で売買契約の実績を教えていただきました。

購入された方はつがる市の方もいるようですが、つがる市以外の方は、移住してその家に住んでおるのか、または購入しただけで住んではいないのか、わかるのであれば教えていただきたいなと思います。

○議長（木村良博君） 総務部長。

○総務部長（高橋一也君） 空き家バンクを利用した空き家購入後の居住状況についてでございますけれども、購入された方や家族の方が居住しているか等については、個人情報の関係もございまして把握しておりませんけれども、空き家バンクに登録されている住宅を購入する際に、本市で実施しております移住者マイホーム応援事業補助金を利用した方は1名ございました。空き家バンク事業、そして移住者マイホーム応援事業は、空き家対策の一環として大いに期待できるものでございますので、多くの市内外の方が把握できるように、今後周知を図って参ります。

以上です。

○議長（木村良博君） 平田浩介議員。

○1番（平田浩介君） ありがとうございます。

購入された方が住んでいるのか、住んでいないのか、ただ購入して空き家状態になっているのであれば空き家対策にはならないのかなと思いますので、ぜひそちらの方も個人情報もありますが、把握の方をしていただきたいなと思います。また、補助金に関しましては大いに助かると思いますので、多くの方が利用できますよう周知の方をよろしくお願いいいたします。

それでは最後に、その周知方法についてご質問いたします。

周知方法としましては、ホームページに掲載するもしくはしてあると思いますが、詳しい話を聞ける場、質問ができる機会、例えばセミナー等の開催はされておるのか教えていただきたいなと思います。

○議長（木村良博君） 総務部長。

○総務部長（高橋一也君） 空き家に関するセミナーについてでございますけれども、空き家とならないための対策や、空き家バンクの利用推進を目的にいたしまして、令和4年3月から年1回、毎年3月でございますけれども開催しております。

セミナー開催については、市ホームページや市広報誌に掲載しまして、関係機関などにポスター掲示するなどにより、開催についての周知をしております。参加者でございますけれども、令和4年度は38名、令和5年度は54名、令和6年度は23名ございました。今後も多数の方が参加するよう実施内容を工夫して継続して開催して参ります。

以上です。

○議長（木村良博君） 平田浩介議員。

○1番（平田浩介君） ありがとうございます。

セミナーに参加されている人数を聞いて結構いるんだなあと正直思いました。

ぜひこれからもセミナーまたはSNS等も活用しながら、空き家バンク等の対策を周知していただきたいなと思っております。そして空き家をなくし再利用、再活用して、多くの方が移住して人口増加につながっていくことを願うところでございます。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

答弁は結構です。ありがとうございます。

それでは最後に一言、言わせていただきますが、人口減少、高齢化に伴い、空き家問題は全国でも問題視され様々な対策が取られているかと思います。青森県においても、空き家問題もそうですが、他にも様々な問題、課題があるかと思います。そこで今私は、青森県内50歳以下の市町村議員からなる若手議員ネットワークという若手議員の勉強会に参加しております。各地域からいろいろな問題、課題があるかと思いますが、その対応、対策も様々行われており、その各地域で行っているいいこと、ためになることのノウハウをしっかりと勉強し、つがる市のさらなる発展のために頑張っているところでございます。これからもいろんな有意義な情報をたくさん持って帰ってきますので、ぜひこれからも市長をはじめ、行政の皆様のご理解ご協力をよろしく申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（木村良博君） 以上で平田浩介議員の質問を終わります。

ここで休憩します。

11時5分から再開します。

休憩 午前10時49分

---

再開 午前11時05分

○議長（木村良博君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

◇ 齋 藤 渡 君

○議長（木村良博君） 第6席、5番、齋藤渡議員の質問を許可します。

齋藤渡議員。

〔5番 齋藤 渡君登壇〕

○5番（齋藤 渡君） 第6席5番絆心会の齋藤渡です。

今回私の方からはですね、米価の高騰について、あと、行政手続きについての2点について質問をさせていただきます。

まずですね、米価の高騰につきまして質問する理由でございますが、連日テレビや新聞の報道で、米の小売価格の高騰や備蓄米の放出について報道がなされております。また、今回の質問は、消費者生産者に限らず、様々な目線から米価の高騰が農家の経営や消費者にどのような影響を与えるのかということについて質問を進めて参ります。

まず、お米の問題ですが、（1）本市における作付において、加工米及び備蓄米への対応はどうなっているのかについてですが、先日、地元の農協で行われました出荷契約に行った際ですね、加工米や備蓄米でなくても、本年度は主食用米でも大丈夫ですよというようなニュアンスの話を言われました。従来、加工米及び備蓄米はですね、転作扱いありますので、そしてまた本市における転作率というのは50%をちょっと超えるぐらいだったというふうに記憶してございます。そこでですね、加工米及び備蓄米についての詳細な情報についてお知らせください。

次にですね、（2）ふるさと納税の返礼品としてですね、お米の需要があると思うんですけれども、こちらのお米の需要、昨年、一昨年とを比べてどのように推移しているのかお知らせください。

このこと確か、以前の議員説明会か何かでどなたかが質問なさったというふうに記憶していますけれども、その当時と比べてもうちょっとのお米を取り巻く環境が変化してきてございますので、再度質問するものでございます。昨年の夏ごろですね、店頭からお米がなくなるという令和の米騒動というのが起きました。その際、全国的にふるさと納税の返礼品のお米、これに注目が集まったように記憶してございます。そこで、ふるさと納税の返礼品としての米の需要の変化についてですねお知らせください。

続きまして、2つ目の行政手続きについてですが、（1）本庁舎でなければできない手続きにはどのようなものがあるのかについてですが、地域の住民の方から、支所及び出張所ではできない手続きがあり、わざわざ本庁舎までお運びいただくのが煩わしく、ついつい後回しになってしまふと

いうようなご意見をちょうだいしました。仕事を持っている方であれば、なかなかこの日中の庁舎が空いている時間というのは、なかなか来庁していただくことが難しいということも理解できます。そこでですね、どのような類の手続きが本庁舎でなければ行えないのかお知らせください。

最後の（2）おくやみコーナーでの会話が玄関ホールで聞こえるの件についてですが、これは質問というよりは要望になるんですけれども、これは実際にあった話ですね、ある方が所用で市役所に来ていただいた際にですね、玄関ホール横の庁舎の見取り図を見て、自分がどこに行くのかこう探していたらしいんですけども、それを探しているときにですね、そのおくやみコーナーで相談している方の話の内容が割としっかり聞こえてしまったと。本人いわく、別に聞き耳を立てていたわけではないらしいんですけども、そういうふうに、聞こえてしまったということでございました。おくやみコーナーね、すごくワンストップ、つまり1か所ですべての手続きが終わるので、非常にご遺族の方がもうもうの手続きを済まされるのに便利だと思ってはいるんですけども、ぜひ何らかの対策を講じて欲しいと思いますが、市としての対応などを検討していただけるのか、お知らせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（木村良博君） 答弁を求めます。

経済部長。

○経済部長（三上恒寛君） 私からは、米価の高騰についての1点目、本市における作付について、加工米及び備蓄米の対応はどうなるのかというご質問にお答えいたします。

加工米及び備蓄米については、これまで生産数量目標に含まれていないことから、主食用米の需給算定に向けての取り組みとして作付されております。本市における令和7年産の加工米及び備蓄米の対応に関しましては、あくまでもJAなどの米穀集荷業者と生産者との契約であることから、これまで通り作付については、生産者みずからの経営判断にお任せしております。しかしながら、農林水産省の発表によりますと、令和7年産米の備蓄米については、需給環境が大きく変化しなければ、買取りを当面中止するとともに、買戻しは行わないとする発表がなされていることから、備蓄米としての作付は行われないものと思われます。

以上です。

○議長（木村良博君） 総務部長。

○総務部長（高橋一也君） 私からは、齊藤議員の米価高騰の2点目、ふるさと納税返礼品の米の昨年、一昨年の実績についてお答えします。

本市のふるさと納税の米の実績でございますけれども、一昨年、令和5年度は、件数が797件、寄附額が935万1,000円でした。昨年、令和6年度の実績につきましては、件数が1,468件、寄附額につきましては2,619万3,000円となっております。5年度と6年度を比較しますと、寄附件数、寄附額とも大きく伸びておりまして、件数で671件の増、伸び率が約184%、寄附額で1,684万2,000円の増、

伸び率で約280%となっております。

以上です。

○議長（木村良博君） 民生部長。

○民生部長（高橋 勉君） 私の方からは、行政手続きについての1つ目の質問、本庁舎でなければできない手続きについてお答えいたします。

本庁でなければできない手続きは主に3つに分類してございます。

国保年金課に関する手続きで例示いたしますと、分類の1つ目としましては、他課との連携を必要とする手続きとなります。例としましては、妊産婦10割給付に関する手続き、これは子育て健康課との連携が必要となります。

分類として2つ目は、複数の手続きを同時にすると必要があると考えられる手続きとなります。例としましては、産前産後に関する手続きとして、年金免除申請と国保税の減額申請などがございます。

分類として3つ目は、専門性が高く、担当者から直接説明が必要な手続きとなってございます。例としましては、国保税、後期高齢者医療保険料の減免申請などがございます。いずれにしても、本庁の窓口では複数部署にまたがったり、専門性が高い手続き等の場合、出張所では受け付けしておらず、ご不便をおかけしている状況でございます。

皆様ご承知の通り、行政の窓口では住民異動をはじめとしまして、税、保健福祉、農政、土木と市民の生活に密着した様々な業務を取り扱っております。このような広範囲の分野にわたる窓口手続きを、1人の職員が最新の法令にのっとり、また専門性を持って受け付けすることは限界がございます。また人員の増強も難しいことから、出張所が扱う手続きについて、今一度広報等により市民の皆様に周知したいと考えております。

1つ目の質問は以上でございます。

引き続き、行政手続きについて、2つ目の質問、おくやみコーナーについてお答えいたします。

おくやみコーナーは、ご遺族様の庁内での移動の負担を軽減し、また各種手続きを1つの専門窓口で行うことを目的に、令和2年8月から現在の場所に設置しております。おくやみコーナーでは、主に相続等に関する個人情報、いわゆるセンシティブな内容が話されるものですが、玄関ホールにいると会話が聞こえるという議員のご指摘の点につきましては、ご遺族様のプライバシーには配慮すべきものと考えます。今後は、現在の運用状況等を改めて確認しまして、最善の対策について検討して参りたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（木村良博君） 齊藤渡議員。

○5番（齊藤 渡君） ありがとうございました。

2回目の質問なんですかけれども、加工米及び備蓄米についてですが、先ほど経済部長おっしゃっ

たように、農協あるいは集荷業者さんと生産者の間の契約になります。

今2018年度から、いわゆる減反政策廃止になっておりますので、全部主食用米でやりましょうがそれは多分認められるんでしょうけど、みんながそれをしてしまうと、来年以降の米価の下落が予想されると、多分そういったことだと思います。このことについてはですね、答弁の方は結構です。

2点目ですね、ふるさと納税に関しての返礼品としての米ということで、先ほど総務部長からちょっと具体的な数字が出ておりまして、伸び率で184%が件数、寄附額で280%、要は2.8倍に増えていると、大幅に増えていることがわかりました。このふるさと納税の返礼品としてお米もありますけれども、その他のものも含めて、今後どのようにですね対応していくのか、今後の対応がわかっていればお知らせください。

○議長（木村良博君） 総務部長。

○総務部長（高橋一也君） 今後もですね、本市の認知度を高める、また自主財源を確保するためにも、ふるさと納税には積極的に取り組んで参りたいと考えております。全国でもトップクラスの米の収穫量を誇る本市としましては、人気のある返礼品であります米を増やす取り組みは、その中でも有効な方法ではないかと考えております。ただしですね、さらに寄附額を伸ばすということであれば、寄附の増に相当する返礼品の米も必要となります。そのため、返礼品の出品にご協力いただける事業者や生産者について情報収集し、返礼品としての米の確保に今後努めてまいります。また米以外につきましても、新しい返礼品の開発やPR方法の工夫などによりまして、本市のふるさと納税の実績が伸びるよう今後取り組んで参ります。

以上です。

○議長（木村良博君） 齋藤渡議員。

○5番（齊藤 渡君） 確かに返礼品は米だけでなく、本市メロン、りんご、ブランド7品目たくさんございますので、それは全体のバランスを整えて全体的に伸ばしていくというのが多分、今、総務部長おっしゃったことだと思っております。

最後にですね、ふるさと納税の返礼品の米に関してですね、例えば事業者あるいは生産者から仕入れるような形になろうかと思うんですけども、差し障りがなければ、事業者生産者から納入する金額、それが5キロ、10キロ、それぞれどのぐらいの金額なのかわかつていたらお知らせください。

○議長（木村良博君） 総務部長。

○総務部長（高橋一也君） 米の返礼品についてでございますけれども、本市が事業者や生産者から取り寄せる際の金額については、この場ではちょっと言えないんですけども、寄附といたしまして、米は5キロで1万6,000円、10キロで3万2,000円の寄附額となっております。なおでございますけれども、この米の返礼品でございますけれども、5月上旬、今年の5月上旬ですでに在庫切れとなっております。

以上です。

○議長（木村良博君） 齊藤渡議員。

○5番（齊藤 渡君） 言われてみればそうですよね。手のうちを明かすのもちょっとどうかと思いました。

ええとですね、5キロで1万6,000円の寄付額、おそらく2,000円引いて云々かんぬんっていうと多分5キロあたりの単価っていうのは大体わかるんでしょうけども、今その5キロあたりのお米の値段がすごく小売価格で高くなっています。お米の問題についてはですね、非常にデリケートで、ちょっと口を滑らせると大臣が更迭されるようなそういうことに発展してございますので、ここではあまり深くはいかないんですけども、何が言いたかったかというと、今年の米の価格が去年並みあるいは去年以上になると、ひょっとするとお米のね、10キロ5キロの単価もまだちょっと伸びるんだと思うんですね。そうすると、せっかくふるさと納税を伸ばそうと思って返礼品を支度しようと思っても、そこにかかる経費がすごくおっきくなってしまうという、今の総務部長の答弁がありました。ぜひですねその辺のバランスをうまくとりながら、ふるさと納税をですね、少しでも伸ばしていくけるように交渉していただければと思います。

私の方からはですねこちら2つ目ですね、行政手続きにつきましては、あくまでも要望と、こういうことがありますということの情報の提供をいただきましたので、2回目以降の再質問はございません。

せっかく田植えも終わりましてですね、今年ができればまた実り多い年になっていただきまして、農家の皆さんのが所得がたくさん増えるようにご祈念して、私の質問を終わらさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（木村良博君） 以上で齊藤渡議員の質問を終わります。

これで今定例会に通告された一般質問は全て終了しました。

これにて一般質問を終結します。

---

#### ◎総括質疑

○議長（木村良博君） 日程第2 報告第3号から報告第4号の令和6年度に係る繰越計算書並びに報告第5号 専決処分した事項の報告の件 専決第16号 和解及び損害賠償の額の決定の件の報告3件及び議案第30号から議案第53号の計24件を一括議題とします。

今定例会の提出議案に対する総括質疑は通告がありませんでした。

---

#### ◎予算特別委員会の設置

○議長（木村良博君） 日程第3、予算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。ただいまの議案のうち、議案第30号から議案第33号、議案第42号から議案第46号

までの予算関係9件については、全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（木村良博君） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

なお、ただいま設置した予算特別委員会を本日の会議終了後、この議場に招集します。

---

#### ◎議案等委員会付託

○議長（木村良博君） 日程第4、ただいま予算特別委員会へ付託した以外の議案については、タブレットに配信のとおり、各常任委員会へ付託します。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（木村良博君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

11日から17日までは、委員会開催等のため本会議は休会とします。来る6月18日水曜日は、午前10時に会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

(午前11時26分)

# 第 4 号

令和 7 年 6 月 18 日（水曜日）

## 令和7年第2回つがる市議会定例会会議録

### 議事日程（第4号）

令和7年6月18日（水曜日）午前10時開議

1 開議宣告

1 議事日程

日程第1 予算特別委員長審査報告、質疑、討論、採決

「議案第30号」～「議案第33号」

「議案第42号」～「議案第46号」

日程第2 総務経済建設常任委員長審査報告、質疑、討論、採決

「議案第34号」～「議案第38号」

「議案第47号」～「議案第50号」・「議案第53号」

日程第3 教育民生常任委員長審査報告、質疑、討論、採決

「議案第39号」～「議案第41号」・「議案第53号」

日程第4 議案第52号 筒木坂財産区管理委員の選任につき同意を求めるの件

日程第5 議員派遣の件

「全国市議会議長会研究フォーラムin札幌」

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5

追加日程第1 議案第54号 令和7年度つがる市一般会計補正予算（第2号）案

追加日程第2 議案第55号 つがる市選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例案

追加日程第3 議案第56号 市道の路線廃止の件

追加日程第4 議案第57号 工事の請負契約の件

（つがる市柏農産物加工施設建設工事）

追加日程第5 議案第58号 財産の取得の件

（高規格救急自動車）

追加日程第6 議案第59号 財産の取得の件

（高規格救急自動車積載資器材）

出席議員（18名）

1番	平田浩介	2番	三橋あさみ	3番	山内勝
4番	秋田谷建幸	5番	齊藤渡	6番	田中透
7番	佐々木敬藏	8番	長谷川榮子	9番	成田博
10番	木村良博	11番	佐藤孝志	12番	野呂司
13番	天坂昭市	14番	成田克子	15番	佐々木慶和
16番	平川豊	17番	山本清秋	18番	高橋作藏

欠席議員（0名）

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	倉光弘昭
副市長	今正行
教育長	山谷光寛
選挙管理委員会委員長	成田照男
農業委員会会長	藤本正彦
監査委員	台丸谷績
総務部長	高橋一也
財政部長	平田光世
民生部長	高橋勉
健康福祉部長	島田安子
経済部長	三上恒寛
建設部長	高橋隆治
会計管理者	粕谷竜一
教育部長	鳴海義仁
消防長	工藤康人
選挙管理委員会事務局長	中田良子
農業委員会事務局長	中野拓哉
監査委員事務局長	秋田俊
総務課長	葛西正美
財政課長	葛西明仁
市民課長	川越七重
福祉課長	宮西良和
農林水産課長	佐々木雅規
土木課長	長内研也
教育総務課長	小田桐勇人
消防本部総務課長	工藤真史

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	山口淳志
議事総務課長	工藤隆子
議事総務課長補佐	福士寿幸
主査	成田耕太

---

◎開議宣告

○議長（木村良博君） おはようございます。ただいまの出席議員数は18名です。定足数に達していませんので、これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎予算特別委員長審査報告、質疑、討論、採決

○議長（木村良博君） 本日の議事日程は、タブレットに配信の日程表のとおりです。

日程第1、議案第30号から第33号まで及び議案第42号から第46号までの9件を一括して議題とします。

予算特別委員長の審査報告を求めます。

成田克子予算特別委員長。

[予算特別委員長 成田克子君登壇]

○予算特別委員長（成田克子君） 皆様改めましておはようございます。

それでは、予算特別委員会に審査の付託を受けた議案の審査の経過及び結果についてご報告します。

去る6月10日の本会議において、委員会が設置され、専決処分した令和6年度各会計補正予算の報告及び承認を求めるの件4件、令和7年度各会計補正予算案5件、計9件の議案について審査の付託を受けました。

本委員会は、6月11日に委員会を開催し、付託議案の審査を行いました。審査経過の詳細につきましては、全議員で構成された委員会でありますので、省略させていただきます。主な経過として、まず、令和6年度の各会計の専決処分した補正予算では、事業の完了によるものと説明があり、令和6年度一般会計の専決処分した補正予算では、軽自動車税種別割、市たばこ税、子どものための教育・保育給付費等負担金、高齢者タクシー利用料補助金、生産調整推進費など多数の質問が出され活発な議論が行われました。

また、令和7年度一般会計補正予算案では、2款2項3目定額減税補足給付金で、今回の交付金の事業概要はとの質疑に、令和6年分の所得税額が確定したことにより、本来給付すべき額との差額で、不足が生じた方に対する給付であるとの答弁があり、そのほか、農業用ハウス等雪害復旧緊急支援事業費補助金、新型コロナワクチン接種委託料、個別避難計画等作成支援業務委託料、車力地区温泉整備事業費、まつり開催事業費など多数の質疑応答がなされました。

また、各特別会計並びに、下水道事業会計についても詳細な説明がありました。

以上のとおり慎重に審査した結果、付託された計9件について、執行部より詳細な説明を受け、妥当な専決処分であり、市政執行上、事業運営上、必要な補正予算であると認め、本委員会では全

会一致により、承認及び原案どおり可決と決しました。

当局におかれましては、審査の過程で委員各位から出されました質疑、意見等について十分に考慮し、事務の執行にあたられるよう申し上げ、予算特別委員会の審査報告といたします。

○議長（木村良博君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長（木村良博君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長（木村良博君） ないようですので、討論を終結します。

これより採決します。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（木村良博君） ご異議なしと認め、議案第30号から第33号まで及び議案第42号から第46号までの計9件は、いずれも承認及び原案どおり可決することに決定しました。

---

#### ◎総務経済建設常任委員長審査報告、質疑、討論、採決

○議長（木村良博君） 日程第2、議案第34号から第38号及び議案第47号から第50号並びに議案第53号の10件を一括して議題とします。

総務経済建設常任委員長の審査報告を求めます。

田中透総務経済建設常任委員長。

[総務経済建設常任委員長 田中 透君登壇]

○総務経済建設常任委員長（田中 透君） 改めまして皆さんどうもおはようございます。

それでは、総務経済建設常任委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会は、6月13日に開催し、付託された議案10件について、執行部より詳細な説明を受け慎重に審査を行いました。その過程において、議論された主なものをお伝えいたします。

議案第37号、つがる市税条例の一部を改正する条例では、所得税と住民税別の給与所得控除と基礎控除はどうなるかとの質疑に、所得税の基礎控除は48万円から58万円に、給与所得控除は55万円から65万円に、住民税の基礎控除額は現行の43万円のまま、給与所得控除は55万円から65万円にそれぞれ改正するとの答弁。

議案第47号、つがる市情報公開条例の一部を改正する条例案では、情報公開請求はあったかとの質疑に、毎年20から30件ほど請求があり、令和6年度は33件であるとの答弁。

議案第49号、つがる市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案では、子に関する

休暇についてどのような種類があるのかとの質疑に、育児参加休暇、子の看護休暇、育児時間、短期介護休暇の有給扱いの特別休暇が4種類あるとの答弁。

議案第50号、つがる市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案では、該当する公園は何か所あるかとの質疑に、銀杏ヶ丘公園、中央公園、松原公園、亀ヶ岡公園、つがる地球村公園の5か所との答弁。

議案第53号、つがる市過疎地域持続的発展計画の変更についてでは、新たな計画を策定する予定はあるかとの質疑に、来年度以降も引き続き過疎計画を続けていくために、本年度中に計画を策定するとの答弁がありました。

以上のとおり慎重に審査した結果、付託された議案10件について、本委員会では、承認及び原案どおり可決すべきものと決しました。

これをもって総務経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（木村良博君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長（木村良博君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長（木村良博君） ないようですので、討論を終結します。

これより採決します。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（木村良博君） ご異議なしと認め、議案第34号から第38号及び議案第47号から第50号並びに議案第53号の10件は、いずれも承認及び原案どおり可決することに決定しました。

---

#### ◎教育民生常任委員長審査報告、質疑、討論、採決

○議長（木村良博君） 日程第3、議案第39号から第41号及び議案第51号の4件を一括して議題とします。

教育民生常任委員長の審査報告を求めます。

成田博教育民生常任委員長。

[教育民生常任委員長 成田 博君登壇]

○教育民生常任委員長（成田 博君） おはようございます。

それでは、教育民生常任委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会は、6月13日に開催し、本会議より付託された議案4件について、執行部より詳細な説

明を受け審査を行いました。審査の過程において、議論された主なものをご報告いたします。

議案第39号、つがる市国民健康保険税条例の一部を改正する条例では、国民健康保険税の最高限度額109万円となる世帯数の見込みはとの質疑に、40世帯ほどの見込みとの答弁、年収でどれ位の世帯が影響を受けるのかとの質疑に、40代以上が2人の4人世帯をモデルにすると、年間所得で900万円を超えると最高額に達する見込みで、10世帯程度は所得が変わらなくても税額が増える見込みであるとの答弁。

議案第40号、つがる市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例では、特定教育・保育施設と特定地域型保育事業の違いはとの質疑に、特定教育・保育施設とは施設型給付を受けるために、市から確認が行われた幼稚園、保育所、認定こども園のことを指し、特定地域型保育事業とは、0歳から2歳までの幼児を比較的少人数で保育するもので、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4つからなるものとの答弁。

議案第41号、つがる市家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例では、この事業を行っている事業所があるかとの質疑に、現在、この認可事業所はないとの答弁。

議案第51号、つがる市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案では、未就学児のいる世帯で、この軽減を受けた世帯はどのくらいあるかとの質疑に、令和7年3月末時点で128世帯が軽減を受けたとの答弁、軽減額について国等からの補填はあるかとの質疑に、軽減額の補填は国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1であるとの答弁がありました。

以上のとおり慎重に審査した結果、付託された議案4件については原案どおり承認及び可決と決しました。

これをもって、教育民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（木村良博君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長（木村良博君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長（木村良博君） ないようですので、討論を終結します。

これより採決します。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（木村良博君） ご異議なしと認め、議案第39号から第41号及び議案第51号の4件は、いずれ

も承認及び原案どおり可決することに決定しました。

---

◎議案第52号の上程、説明、採決

○議長（木村良博君）　日程第4、議案第52号　筒木坂財産区管理委員の選任につき同意を求めるの件を議題とします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（木村良博君）　ご異議なしと認め、委員会付託を省略し、審議いたします。

提案理由の説明を求めます。

平田財政部長。

○財政部長（平田光世君）　改めましておはようございます。

それでは議案第52号、筒木坂財産区管理委員の選任につき同意を求めるの件についてご説明申し上げます。

筒木坂財産区管理委員に下記の者を選任したいので、筒木坂財産区管理条例第3条の規定により議会の同意を求めるものであります。令和7年6月5日提出、つがる市長。委員は以下の7名となってございます。

委員の氏名は、三橋敬正氏、坂本武人氏、三橋平氏、以上3名が再任となってございます。次に、対馬篤学氏、成田尚雅氏、成田孝徳氏、大坂和仁氏、以上4名が新人となってございます。なお、住所、生年月日は記載のとおりでございます。提案理由です。筒木坂財産区管理委員の任期が令和7年6月23日をもって満了となるため、後任の委員の選任について同意を得るために提案するものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（木村良博君）　説明が終わりました。

本案は、人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（木村良博君）　ご異議なしと認め、これより採決します。

本案は同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（木村良博君）　ご異議なしと認め、議案第52号は同意することに決定しました。

---

◎議員派遣の件

○議長（木村良博君）　日程第5、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。タブレットに配信のとおり全国市議会議長会研究フォーラムイン札幌へ議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君）　ご異議なしと認め、議員を派遣することに決定しました。

---

#### ◎日程の追加

○議長（木村良博君）　ここで、タブレットに配信のとおり、議案第54号から議案第59号までの計6件が提出されました。これを日程に追加し、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略して本会議で直ちに審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君）　ご異議なしと認め、日程を追加し、委員会付託を省略して、これより直ちに審議します。

---

#### ◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（木村良博君）　追加日程第1、議案第54号　令和7年度つがる市一般会計補正予算（第2号）案を議題とします。

説明を求めます。

葛西財政課長。

○財政課長（葛西明仁君）　改めましておはようございます。

議案第54号　令和7年度つがる市一般会計補正予算（第2号）案についてご説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を249億9,475万2,000円とするものでございます。

それでは歳出からご説明いたします。

7ページをお開きください。

2款4項3目参議院議員通常選挙費、報酬につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、つがる市選挙長等の報酬の額を、国の基準に合わせるため予算計上したものでございます。

次に歳入についてご説明いたします。

6ページをお開きください。

16款3項1目総務費委託金、参議院議員通常選挙委託金を歳出と同額の50万2,000円を計上しております。

説明は以上となります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（木村良博君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長（木村良博君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長（木村良博君） ないようですので、討論を終結します。

これより採決します。

議案第54号は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（木村良博君） ご異議なしと認め、本案は原案どおり可決することに決定しました。

---

#### ◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（木村良博君） 追加日程第2、議案第55号 つがる市選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

説明を求めます。

中田選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（中田良子君） おはようございます。

議案第55号 つがる市選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

つがる市選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。  
令和7年6月18日提出、つがる市長。提案理由についてご説明申し上げます。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が令和7年6月4日に施行されたことに伴い、つがる市選挙長等の報酬の額を変更するため提案するものでございます。

内容につきましては、参考資料、新旧対照表でご説明いたします。3ページをお開きください。  
右側が改正前、左側が改正後となります。

本市の投票管理者等の報酬額については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定に準じており、物価の変動等を考慮し、国政選挙における選挙長等の報酬の基準単価が見直され、選挙長等の報酬の額が改正されたことに伴い、本市においても選挙長、投票管理者、開票管理者及び投票立会人等の報酬の額を改正するものであります。報酬額につきましては、選挙長については9,400円から10,900円に、投票管理者が11,400円から13,200円、投票立会人が9,500円から11,100円に改めるものです。

以上で説明終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（木村良博君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長（木村良博君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長（木村良博君） ないようですので、討論を終結します。

これより採決します。

議案第55号は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（木村良博君） ご異議なしと認め、本案は原案どおり可決することに決定しました。

---

#### ○議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（木村良博君） 追加日程第3、議案第56号 市道の路線廃止の件を議題とします。

説明を求めます。

長内土木課長。

○土木課長（長内研也君） 議案第56号 市道の路線廃止の件についてご説明いたします。

道路法第10条第1項の規定に基づき市道の路線を廃止するため、同条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により次のとおり議会の議決を求めるものでございます。令和7年6月18日提出、つがる市長。

路線名、豊富18号線。延長534m。提案理由の詳細としまして、車力高射訓練場C地区入口から車力通信所へ向かう砂利道部分の市道豊富18号線について、東北防衛局より、道路用地取得の要望があつたことから、防衛施設周辺対策事業補助金、民生安定事業を活用し、平成30年度から令和7年度までの計画として、豊富18号線の付け替えの事業を進めております。代替道路としての富范64号線については、令和3年12月議会において路線認定及び区画決定しております。木造屏風山線メロントロードからマグアビーチ公園の駐車場までの代替道路、富范64号線延長1,877.6mが、令和7年7月末をもって改良舗装工事完成の見通しがついたことから、今回、当該路線豊富18号線を廃止するため提案するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（木村良博君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長（木村良博君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長（木村良博君） ないようですので、討論を終結します。

これより採決します。

議案第56号は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（木村良博君） ご異議なしと認め、本案は原案どおり可決することに決定しました。

---

#### ◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（木村良博君） 追加日程第4、議案第57号 工事の請負契約の件（つがる市柏農産物加工施設建設工事）を議題とします。

説明を求めます。

佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木雅規君） おはようございます。

議案第57号 工事の請負契約の件についてご説明申し上げます。

下記のとおり工事の請負契約を締結するものとする。令和7年6月18日提出、つがる市長。

工事の名称は、つがる市柏農産物加工施設建設工事です。場所は、つがる市柏下古川花崎地内。契約の相手方は、つがる市柏桑野木田浅井33-1、株式会社箱田住宅工業、代表取締役箱田鐵雄です。請負代金は8億300万円でございます。

提案理由です。つがる市柏農産物加工施設建設工事について、請負契約を締結するため提案するものであります。

次のページをお開きください。

参考として、入札状況等について記載しております。

工期でございますが、議会の議決を経た日の翌日から令和8年3月23日までとしております。

3ページをご覧ください。工事の概要について記載されております。

建物については、構造、規模は鉄骨造平屋建て。延床面積は433.40m<sup>2</sup>であります。主な施設は、休憩室、菓子製造室、惣菜加工室、洗浄室、包装梱包室を有しております。

次のページには平面図、その次のページには立面図、パース図を参考として添付しております。ご確認していただきますようお願ひいたします。

以上で説明を終ります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（木村良博君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長（木村良博君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長（木村良博君） ないようですので、討論を終結します。

これより採決します。

議案第57号は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（木村良博君） ご異議なしと認め、本案は原案どおり可決することに決定しました。

---

#### ◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（木村良博君） 追加日程第5、議案第58号 財産の取得の件（高規格救急自動車）を議題とします。

説明を求めます。

工藤消防長。

○消防長（工藤康人君） おはようございます。

議案第58号 財産の取得の件でございます。

下記のとおり財産を取得するものです。令和7年6月18日提出、つがる市長。

取得する財産、高規格救急自動車1台。契約の相手方、青森県五所川原市栄町43番地10、青森トヨタ自動車株式会社五所川原店店長 黒滝泰樹。取得価格2,497万9,900円消費税込みでございます。

提案理由です。つがる市消防署稻垣分遣所に配備する、高規格救急自動車を購入するため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

参考として、予定価格、買受予定代金、入札状況などについて記載しております。納入場所は、つがる市消防署で、稻垣分遣所に配備いたします。

次のページには参考2として概略を掲載しております。この車両は電動ストレッチャーを装備した使用となっております。電動ストレッチャーは、モータと油圧を活用し、昇降、車内収容などの動作を自動で行うことができるため心臓マッサージや救命措置を最適な位置で実施できると共に、搬送者の安全性などの向上、女性隊員の活躍推進、救急隊員の身体的負担軽減が期待できます。

以上で説明を終ります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（木村良博君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長（木村良博君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長（木村良博君） ないようですので、討論を終結します。

これより採決します。

議案第58号は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（木村良博君） ご異議なしと認め、本案は原案どおり可決することに決定しました。

---

#### ◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（木村良博君） 追加日程第6、議案第59号 財産の取得の件（高規格救急自動車積載資器材）を議題とします。

説明を求めます。

工藤消防長。

○消防長（工藤康人君） 議案第59号 財産の取得の件でございます。

下記のとおり財産を取得するものとする。令和7年6月18日提出、つがる市長。

取得する財産、高規格救急自動車積載資器材一式。契約の相手方、青森県五所川原市大字広田字  
榊森7-1、株式会社シバタ医理科五所川原駐在所所長 山田茂広。取得価格2,453万円消費税込み  
でございます。

提案理由です。つがる市消防署稻垣分遣所に配備する、高規格救急自動車に積載する救急資器材  
を購入するため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

参考として、予定価格、買受予定代金、入札状況などについて記載しております。納入場所は、  
つがる市消防署で稻垣分遣所に配備いたします。

次のページからは、参考2として救急資器材の概略を掲載しております。

以上で説明を終ります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（木村良博君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長（木村良博君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長（木村良博君） ないようですので、討論を終結します。

これより採決します。

議案第59号は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（木村良博君） ご異議なしと認め、本案は原案どおり可決することに決定しました。

---

#### ◎市長の挨拶

○議長（木村良博君） ここで、倉光市長より閉会にあたり挨拶したい旨の申出がありましたので、これを許可します。

倉光市長。

[市長 倉光弘昭君登壇]

○市長（倉光弘昭君） 議長のお許しをいただきまして、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会では、ご提案申し上げました議案に対しまして慎重なるご審議により、全議案について御承認と御議決、そして御同意を賜りました。誠にありがとうございました。

議員各位から頂戴いたしましたご意見、ご提案等につきましては、真摯に受け止め、今後のまちづくりに取り組んでまいりたいと存じます。

さて今年は、大雪や長雨の影響で春先の農作業に遅れが生じておりました。露地栽培のメロンも例年に比べ若干生育が遅れていると聞いています。稲作では圃場が乾かず、田植えの遅れが心配されましたが、その後天候は回復し、気温の高い日が続いているが、水管理を徹底しながら稲の生育を見守っていただき、実りの秋を迎えてほしいと願っているところであります。

昨年社会問題として大きく注目を集めた令和の米騒動でございますが、これは現在もその影響が続いており、新聞、テレビでは連日高止まりを続ける米の価格について報道されているところであります。生産者と消費者それぞれの立場で米の適正価格には隔たりがあるんだろうと考えておりますが、経費が高騰し経営に余裕がない農家の現状を消費者は徐々に理解しつつあるのではないかなど感じていますし、そうあってほしいと思っております。消費者には米をはじめ農産物の価格が高いか安いかそれだけではなくて、地域農業の現状を正しく理解していただいて、共有していただくことが必要なことなんだと考えております。6月は食育月間でございます。新鮮でおいしい栄養豊かな食べ物を口にできるのは、汗を流す農家があってこそだと、いるからだということを大人も子どもも食育を通して理解してほしいと願っています。

ご承知のとおり、本市の名誉市民である杉野森正也、元横綱旭富士でございますが、日本相撲協

会を定年をいたしました。それに伊勢ヶ濱親方を退任されました。先般、都内で開催された伊勢ヶ濱正也感謝の宴には、私の代理で副市長を出席させたところあります。改めてこの場をお借りし、親方として二人の横綱を筆頭に多くの関取を育て上げ、また、解説者としても人気を博した親方に對し深く敬意を表しますとともに、今後ますますのご活躍を願っております。

また、市制施行20周年記念事業として開催いたしましたNHKのど自慢は出演者とゲストの歌と、そしてパフォーマンスで大いに盛り上がりをみせました。また、つがる市の縄文遺跡とメロンが、この番組を通じて全国に紹介され、注目を集めたと思っております。

そして記念事業最後となる馬市まつりでは、予算特別委員会で担当部から説明がありましたとおり、期間を2日間延長いたしました。それに伴って馬ねぶたの夜間運行を実施したいと考えております。また、市制20周年に加え、昭和100年、馬市まつりで開催50周年の節目の今年、市立柏高校の吹奏楽、いわゆるイチカシの皆さんに演奏会と、それから市中パレード、最後には火まつり会場でのマーチング演奏でまつりに華を添えていただいて、多くの観衆に感動を与えてくれる、そう確信しております。

結びになりますが、今年の夏も厳しい暑さが予想されております。議員各位におかれましては、健康にご留意され、引き続き、本市発展のため、ご活躍いただきますよう祈念申し上げまして、閉会にあたっての挨拶とさせていただきます。

以上であります。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（木村良博君） 以上で今定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じ、令和7年第2回つがる市議会定例会を閉会します。

（午前10時44分）

会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和　年　月　日

議　長　　木　村　良　博

署名議員　　佐々木　敬　藏

署名議員　　成　田　　博